

宮田村子ども・子育て支援事業計画

第2期（令和2年度～令和6年度）



宮 田 村

宮田村子ども・子育て支援事業計画 第2期(令和2年度～令和6年度)

目 次

第1章 「計画策定にあたって」		
1	計画策定の背景と趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	2
4	計画の策定体制	3
第2章 「宮田村の現状」		
1	人口等の推移	4
2	ニーズ調査結果の概要	9
第3章 「第1期計画の実施状況」		
1	児童数の状況	13
2	教育・保育施設等の状況	14
3	地域子ども・子育て支援事業の状況	16
第4章 「計画の基本的な考え方」		
1	基本理念	20
2	基本目標	20
3	施策の体系	22
第5章 「事業計画」		
1	教育・保育提供区域の設定	23
2	乳幼児期の教育・保育	23
3	量の見込みと確保方策	24
第6章 「施策の展開」		
1	地域における子育ての支援	28
2	親と子の健康の確保及び増進	34
3	子どもの心身の健やかな成長のための教育環境の整備	38
4	子育てを支援する生活環境の整備	42
5	仕事と子育ての両立推進	43
6	子どもの安全確保	44
7	すべての子どもの育ちを支える環境の整備	46
第7章 「計画推進体制」		
1	計画推進体制	49
2	計画の進行管理と評価	49
資料編		
1	用語解説	50
2	宮田村子ども・子育て支援事業の策定経過	54

第1章

『計画策定にあたって』

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

わが国においては、急速な少子高齢化が社会の大きな課題となる中、平成15年に制定された「少子化対策基本法」や「次世代育成支援対策推進法」に基づき、子ども・子育て支援について総合的な取り組みを進めてきました。核家族化や地域のつながりの希薄化、就労形態の変化など、子どもや子育てを取り巻く環境の変化を受け、平成22年の「子ども・子育てビジョン」の閣議決定、子ども・子育て新システム検討会議の設置を皮切りに、働き方の見直し、ワーク・ライフ・バランスの改善、若者の自立支援、そしてすべての子どもと子育て家庭を、社会全体で支えるための支援へと発展してきました。

平成24年「子ども・子育て関連3法」が制定され、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。

本村においても、平成27年3月に、子ども・子育て支援新制度に基づき、「宮田村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼稚園や保育園などの教育・保育について必要な量を定めるとともに、就学前の子どもの一時的預かりや地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブなどの様々な子育て支援の事業についても提供体制を整備してきました。

また、地域の実情に応じた質の高い教育・保育および地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。

しかしながら、人口減少、少子高齢化の進行は続いており、村の重要課題となっています。幼児教育・保育の無償化、働き方改革など、子育てや暮らしのあり方が多様化していく中で、子育てしやすい社会の実現のため、子どもと子育て家庭の視点に立った子育て支援が重要です。

成育過程にある子どもや妊産婦に対する情報の適切な提供に加え、社会的、経済的状況にかかわらず安心して子どもを産み、育てることができる環境を整備し、生命の誕生から保育園、小学校、中学校、高校そして社会人として巣立つまでを一貫して取り組み、すべての子ども・若者が健やかに育つ社会の実現と、子育て世帯の親を孤立させないよう温かく見守り支える地域づくりが必要です。

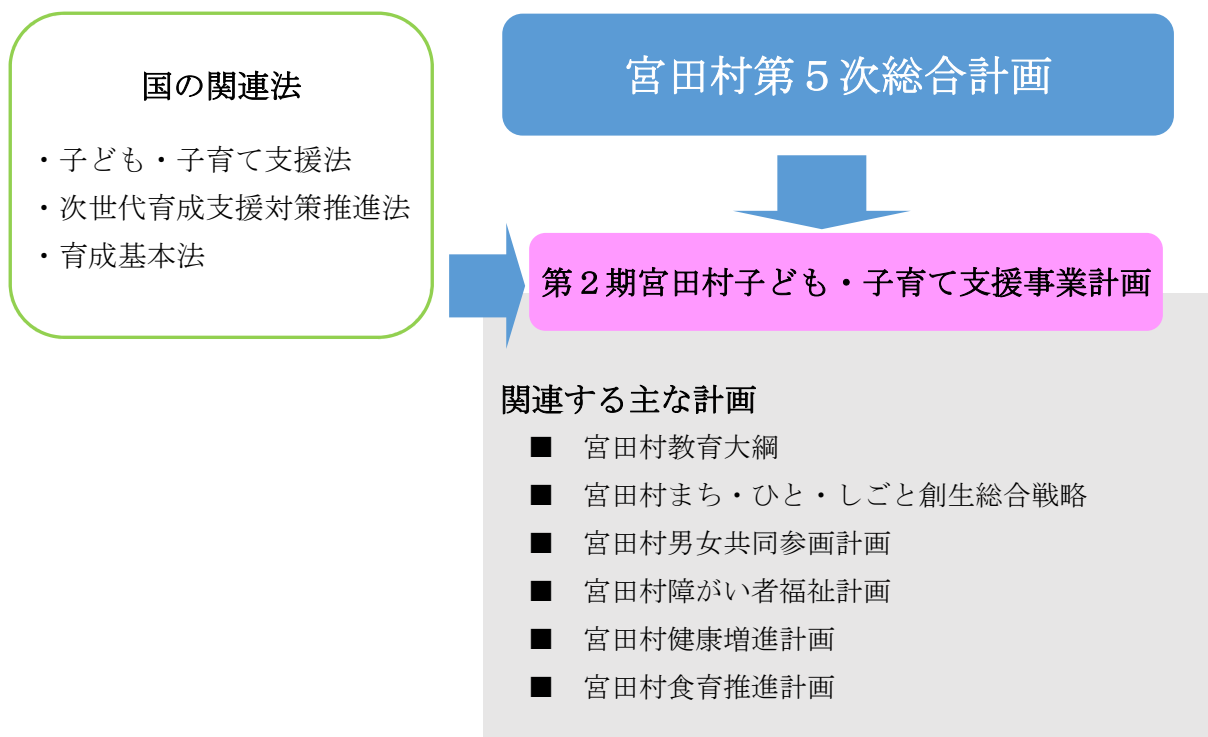
このような状況を踏まえ、引き続き教育・保育の提供量に着目した視点を大切にするとともに、「宮田村子ども・子育て支援事業計画」の評価および子育て支援に関するニーズ調査の結果を反映させ、本村の現状と課題を再度、分析・整理し、質の高い教育・保育および子育て支援事業を計画的に実施するため「第2期宮田村子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

2 計画の位置づけ

本計画は、国の「子育て安心プラン」「新・放課後子ども総合プラン」等の計画や方針を踏まえ、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現および子ども・子育て家庭

を社会全体で支援することを目的とし、次世代育成支援対策推進法の考え方も継承した、子ども・子育て支援についての総合的な計画とするものです。また、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（成育基本法）」を踏まえ、子どもと妊産婦を含むその保護者の健康を支援するものです。

村の最上位計画である「宮田村第5次総合計画（後期基本計画）」を踏まえるとともに、他の関連計画とも連携・調和を図ります。



3 計画の期間

本計画は、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間を計画期間とします。

なお、計画の期間中であっても、法制度が改正された場合や社会状況の変化等が生じた場合、また計画と実態に乖離が生じた場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。

平成27年度 ～令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
宮田村子ども・子育て支援事業計画	第2期宮田村子ども・子育て支援事業計画				
ニーズ調査の実施 評価・見直し					評価・見直し

4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、「宮田村子ども・子育て会議」に審議を諮り、子育てに関する状況や保育サービス等、サービスの量的・質的なニーズを把握し、策定の基礎資料として村民の意見を計画に反映することを目的に、就学前児童の保護者および小学校児童の保護者を対象にニーズ調査を実施しました。

また、計画の素案を公開し、ホームページを通じてパブリックコメントを実施しました。

【アンケートの実施内容】

対 象 者	宮田村に在住する就学前児童の保護者（平成31年1月1日現在）
配 布 数	415人
回 収 数	372人
回 収 率	89.6%
方 法	・保育園を利用している世帯は保育園を通じ配布、回収 ・保育園を利用していない世帯は郵送による配布、回収
調 査 時 期	平成31年1月から2月
調 査 項 目	保護者の就労状況、教育・保育施設の利用状況、病児・病後児の保育希望、放課後児童クラブ等の地域での子育て支援事業の利用希望など26項目

第2章

『宮田村の現状』

第2章 宮田村の現状

1 人口等の推移

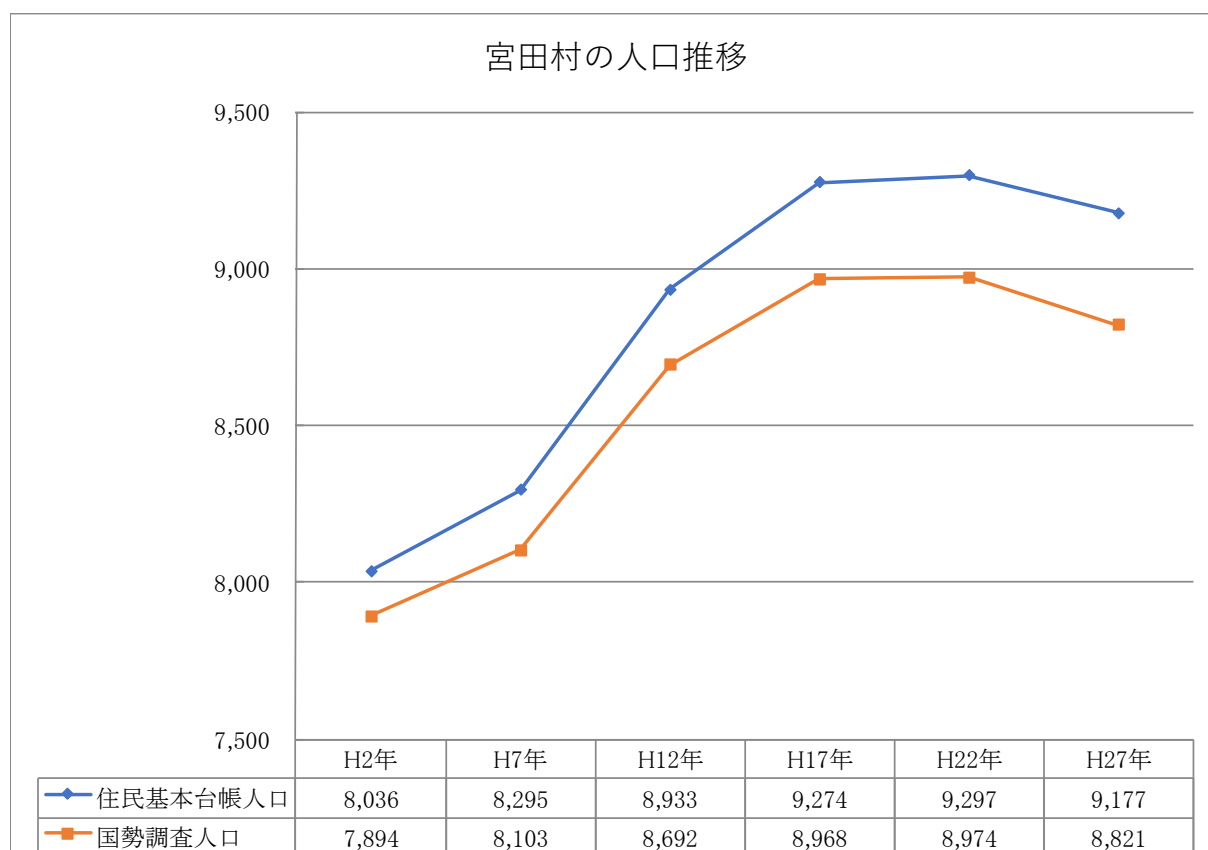
宮田村の子ども・子育て支援を検討するにあたって、人口及び産業構造や生活基盤などの現状について以下のように分析しました。これから導かれる課題を整理し、将来を検討するための材料としています。

1 総人口の推移

昭和60年から平成27年の人口の推移についてみると、次のようになります。

国勢調査による人口の推移は、平成2年に7,894人（住民基本台帳人口8,036人）であった人口が、平成22年には8,974人（住民基本台帳人口9,297人）となっており、15年間で1,080人（住民基本台帳人口1,261人）の増加となっています。

しかし、平成27年には、8,821人（住民基本台帳人口9,177人）と微減ながら人口減少に転じています。



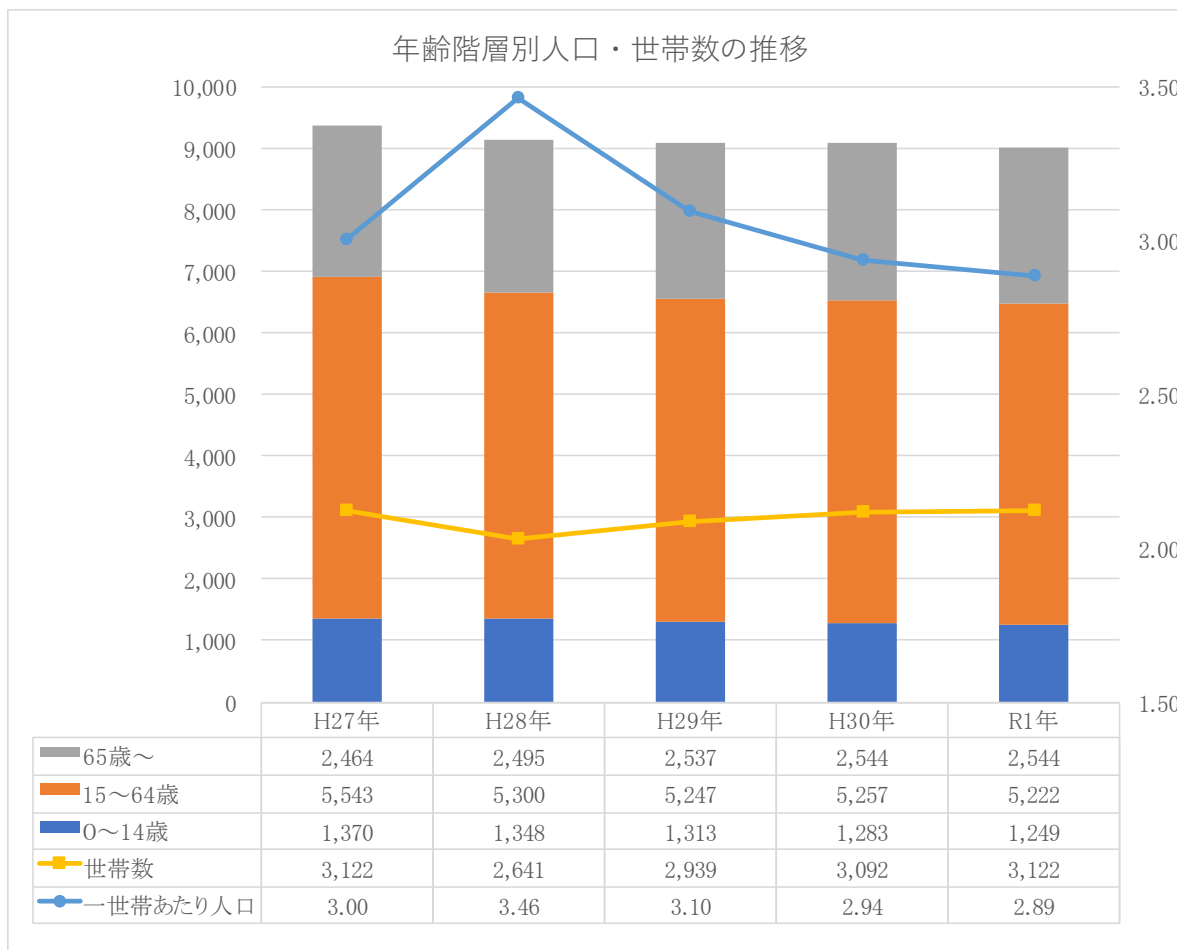
2 年齢階層別人口の推移

平成27年から令和1年までの年齢階層別人口の推移についてみると、次のようになります。

平成27年の年少人口（15歳未満）は、1,370人（14.9%）、老年人口（65歳以上）は、2,464人（26.9%）でしたが、令和1年には年少人口が1,249人（13.9%）、老年人口が2,544人（28.2%）と少子高齢化社会の影響を受けていることがわかります。

また、一世帯あたりの人口は、平成30年には3.0人を割り込み、核家族化の傾向が顕著に

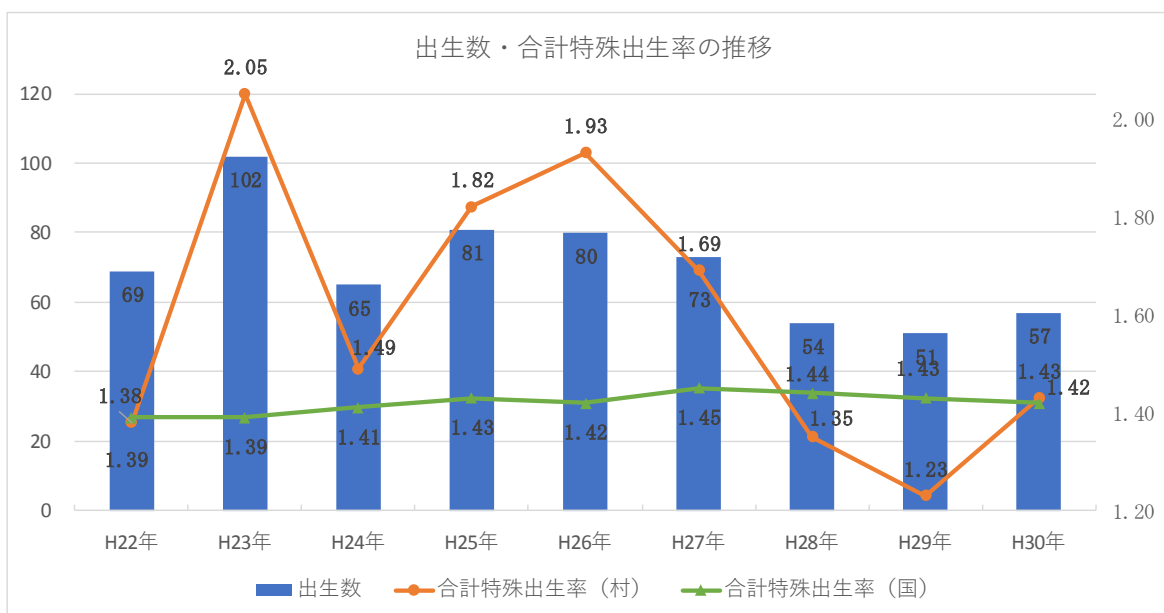
なっています。



(各年10月1日住民基本台帳資料)

3 出生数等の推移

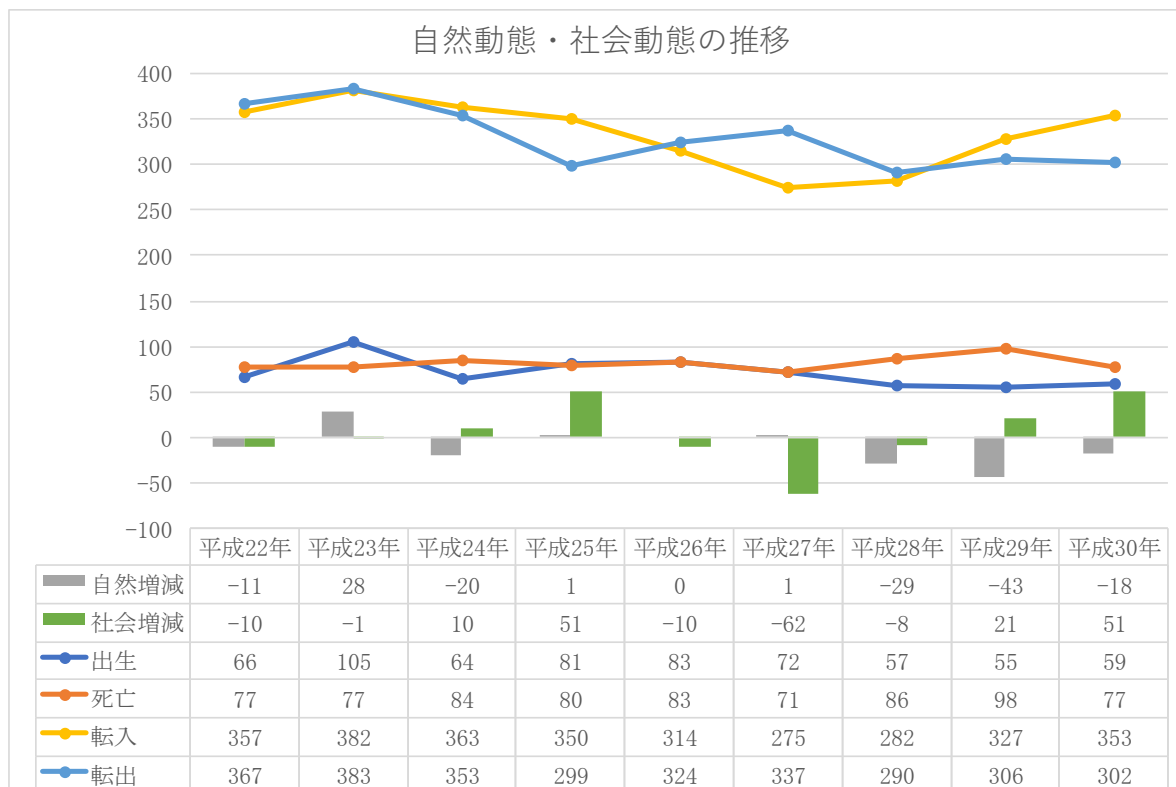
宮田村における出生数は、平成23年の102人をピークに80人前後を推移していましたが、平成28年からは60人を下回っています。また、合計特殊出生率も国の数値と比べるとやや高い値となっているものの平成26年からは減少傾向にあり、少子化の状況が見られます。



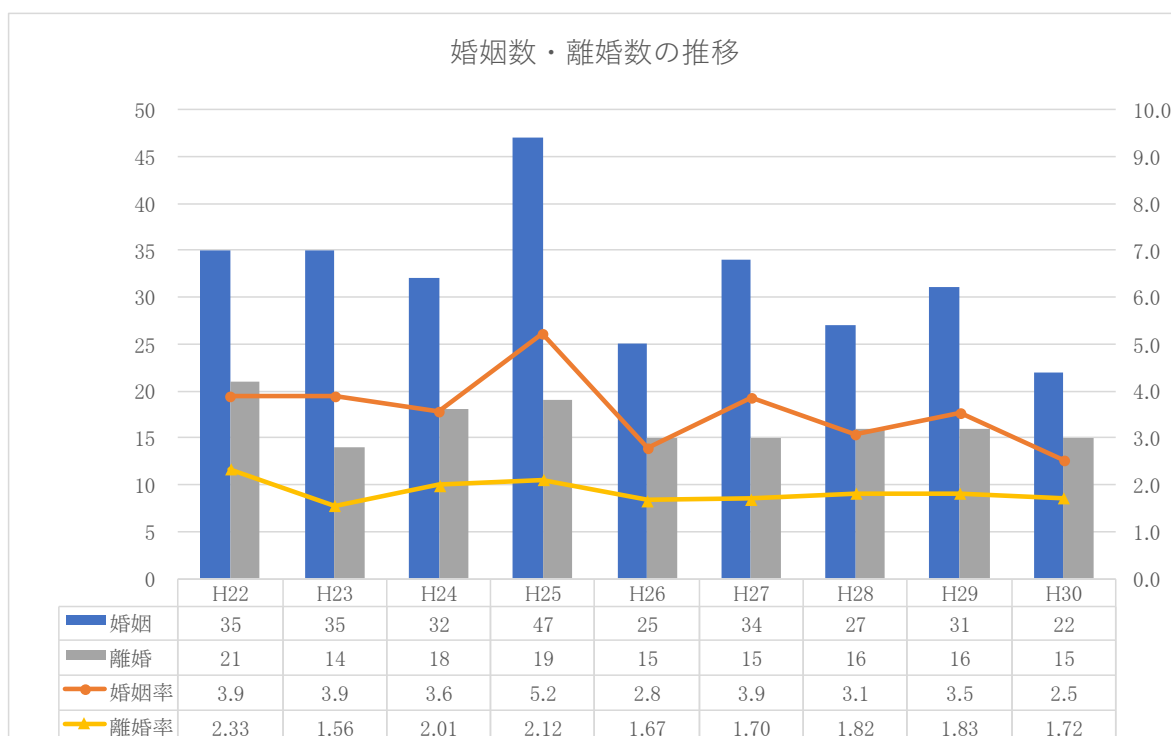
出典：人口動態調査（厚生労働省）

4 自然動態、社会動態の推移

人口の増減の要因となる自然動態（出生数と死亡数の差）は、平成28年以降はマイナスとなっており、婚姻数の減少、晩婚化が影響していると考えられます。一方社会動態（転入数と転出数の差）は平成27年にマイナス62人となりましたが、その後は住宅施策等の効果もあり増加に転じています。



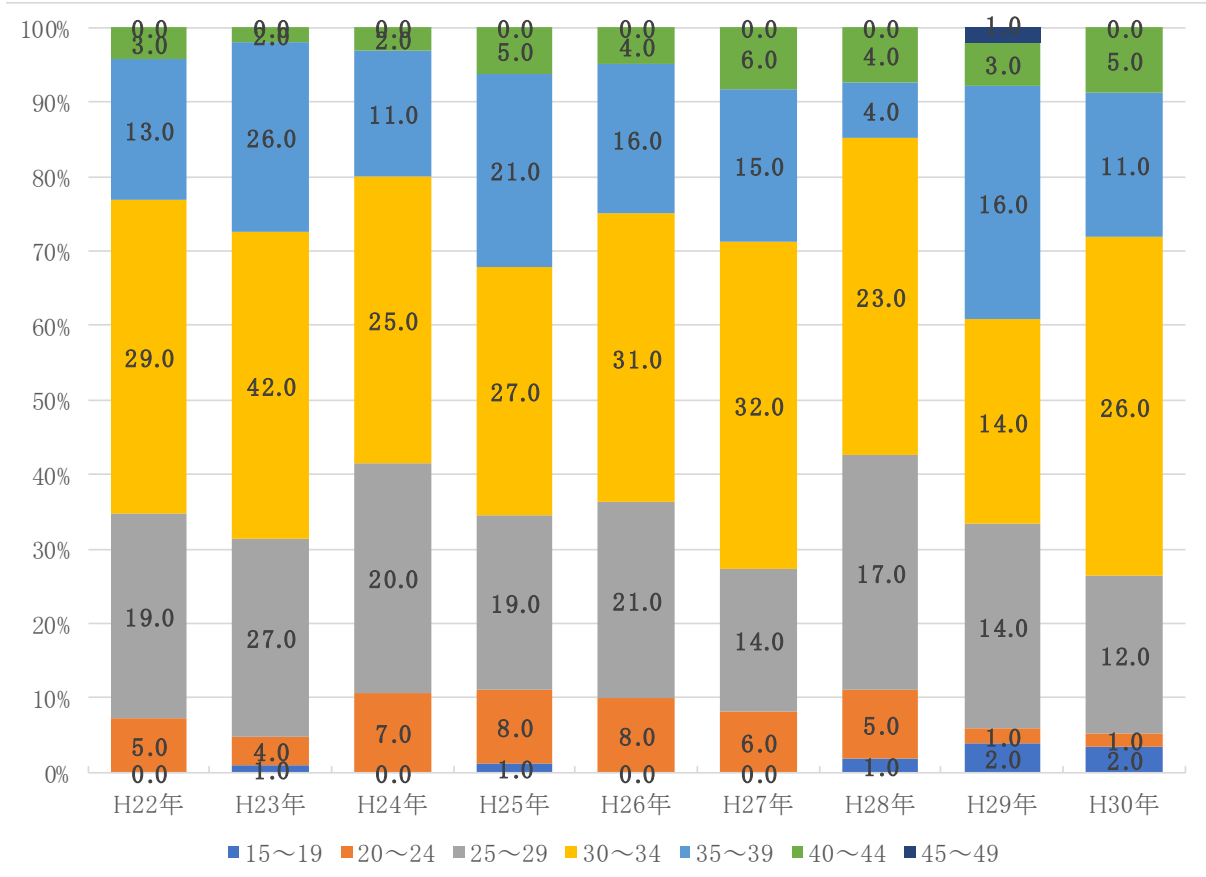
出典：人口動態統計（厚生労働省）



出典：人口動態調査（厚生労働省）

母親の年齢別出生数の推移

年次	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
15～19	0	1	0	1	0	0	1	2	2
20～24	5	4	7	8	8	6	5	1	1
25～29	19	27	20	19	21	14	17	14	12
30～34	29	42	25	27	31	32	23	14	26
35～39	13	26	11	21	16	15	4	16	11
40～44	3	2	2	5	4	6	4	3	5
45～49	0	0	0	0	0	0	0	1	0
出生数	69	102	65	81	80	73	54	51	57



出典: 人口動態統計(厚生労働省)

5 産業区分別就業者数・女性の就業状況の推移

産業の就業人口をみると、第3次産業の比率が最も高く、次いで第2次産業、第1次産業となっています。

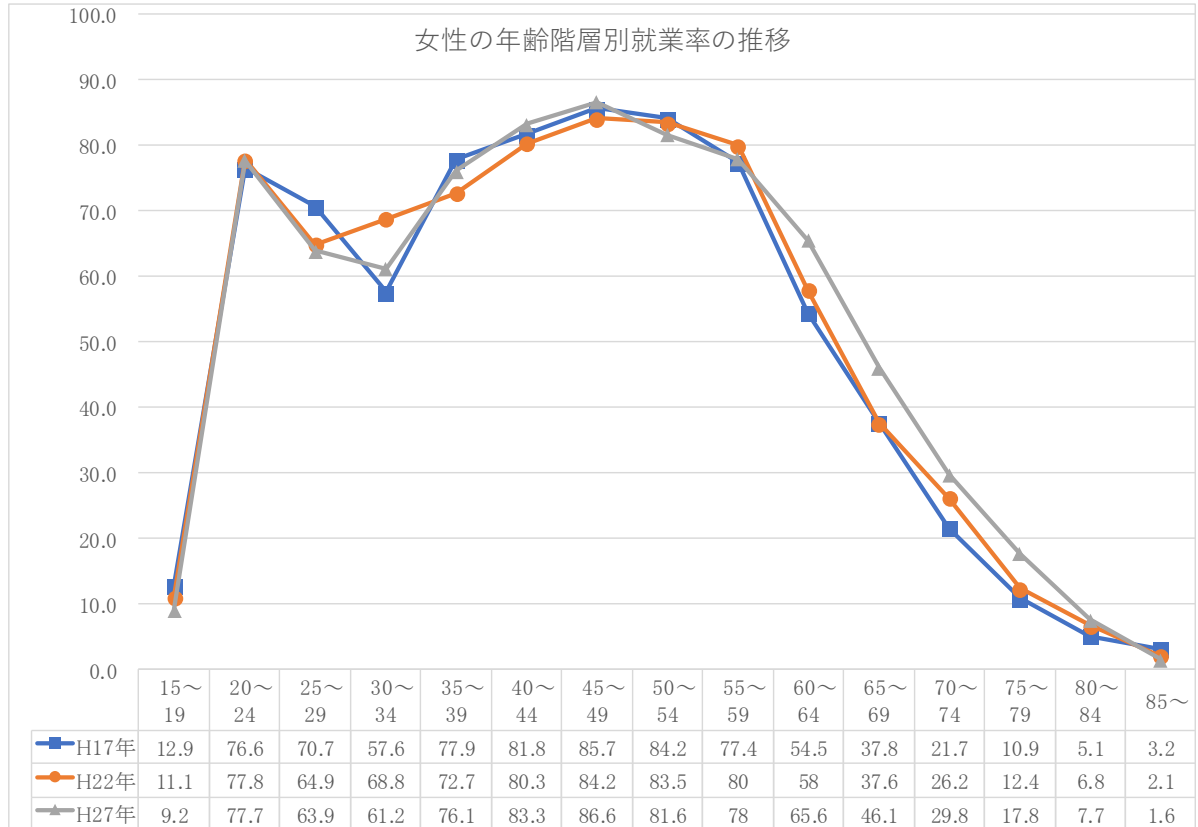
県全体や上伊那地域の比率と比較すると、第2次産業の比率が高くなっています。平成12年に実施された国勢調査までは、第2次産業の占める割合が最も高くなっていました。近年、村の産業構造に大きな変化が現れていることが伺えます。

また、女性の年齢階層別の就業率の推移を見ると、結婚、出産期に当たる20歳代後半から30歳代後半の就業率が低く、女性の就業状況の特徴といわれるいわゆる「M字カーブ」の傾向が顕著に表れています。

	産業3区分別就業者数(人)				産業3区分割合(%)		
	総数	第1次産業	第2次産業	第3次産業	第1次産業	第2次産業	第3次産業
県計	1,069,860	96,899	304,510	643,203	9.3%	29.2%	61.6%
上伊那地域	94,972	8,207	35,897	49,097	8.8%	38.5%	52.7%
宮田村	4,524	328	1,904	2,251	7.3%	42.5%	50.2%

(総数には「分類不能」の数を含む)

(出典:平成27年度国勢調査資料)

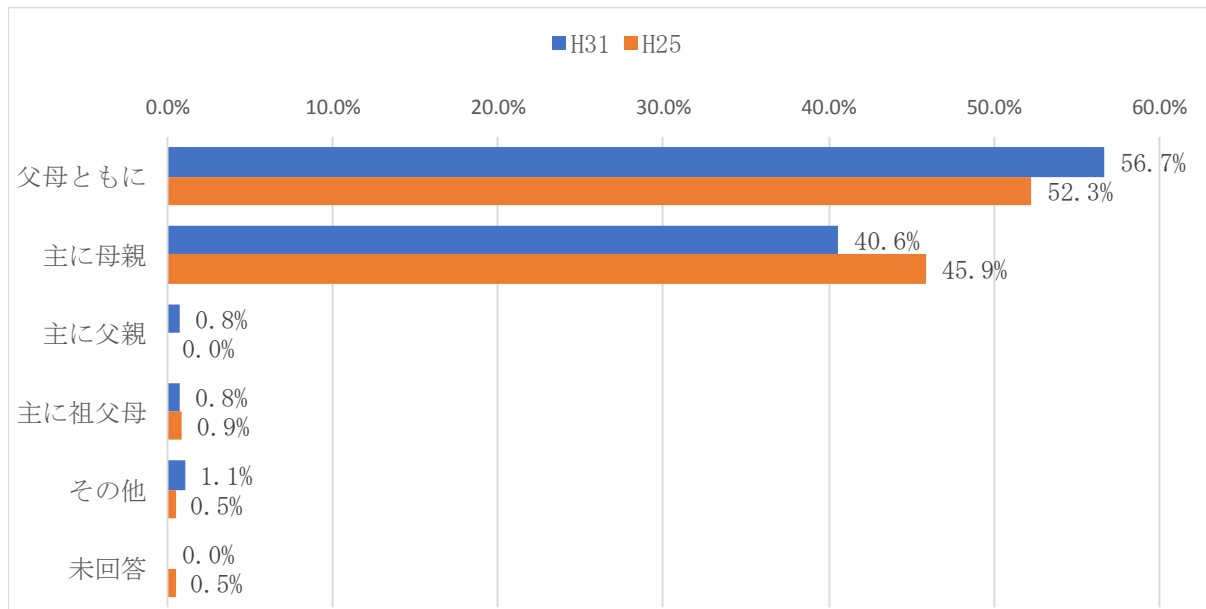


国勢調査より算出

2 ニーズ調査結果の概要

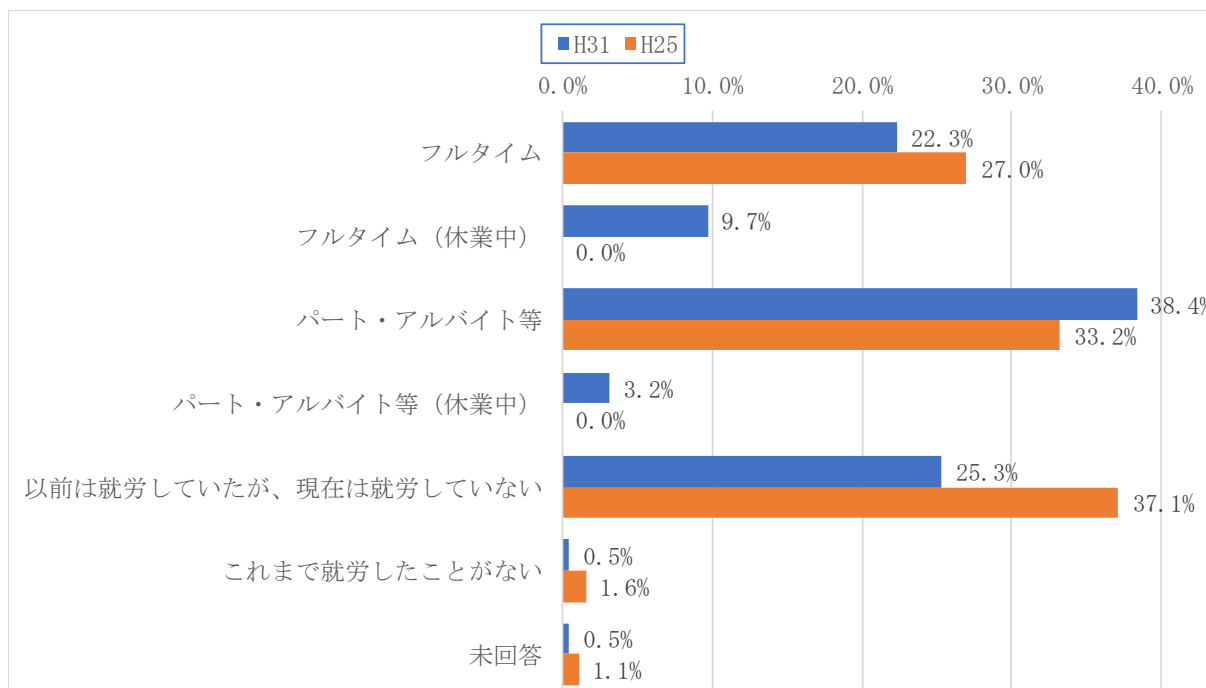
1 子育てを主に行っている人

子育てを主に行っている人は、「父母ともに」が56.7%で最も多く、次いで「主に母親」が40.6%と続いています。また、平成25年調査と比べて「父母ともに」の割合は増加し、「主に母親」は減少しています。



2 母親の就労状況

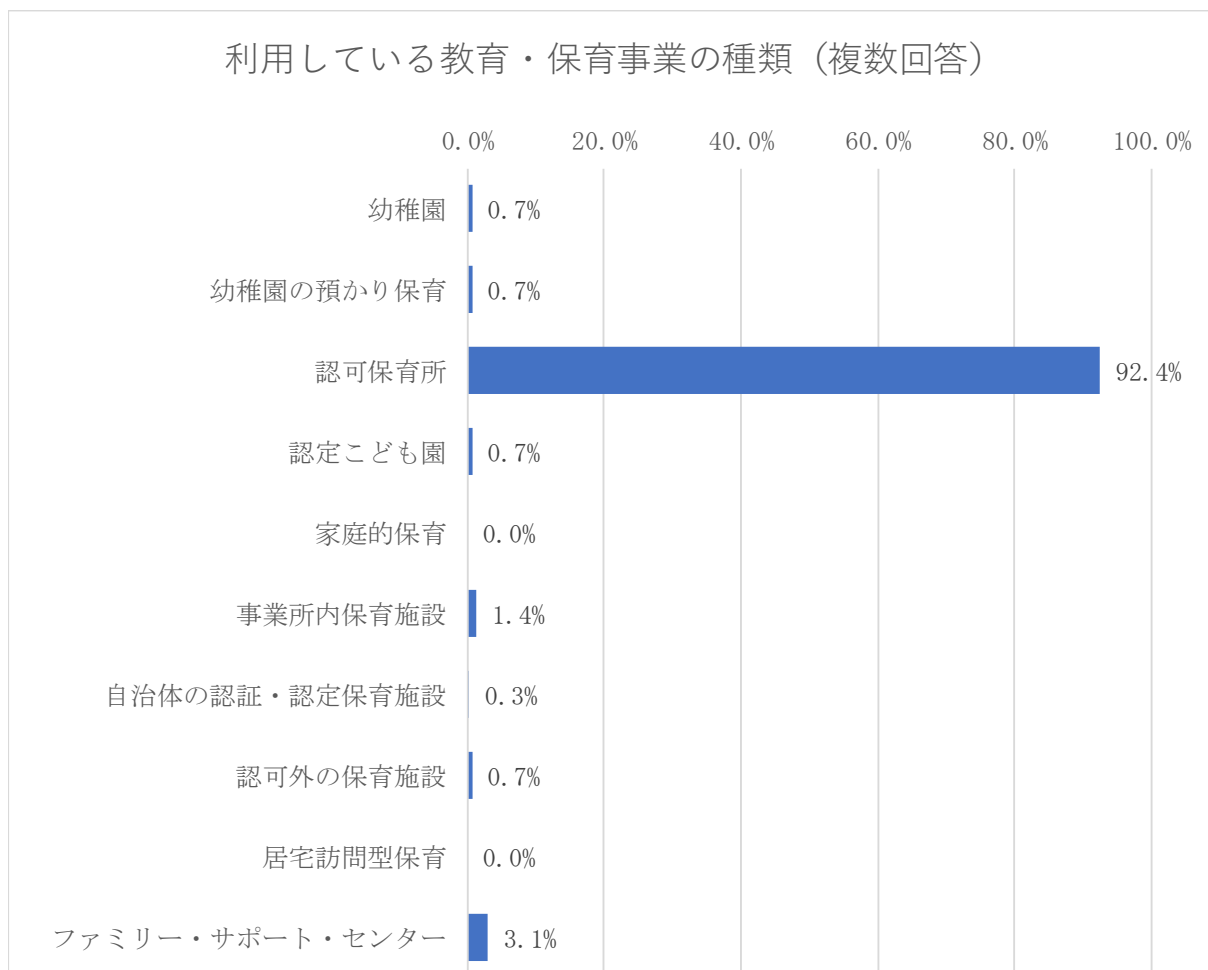
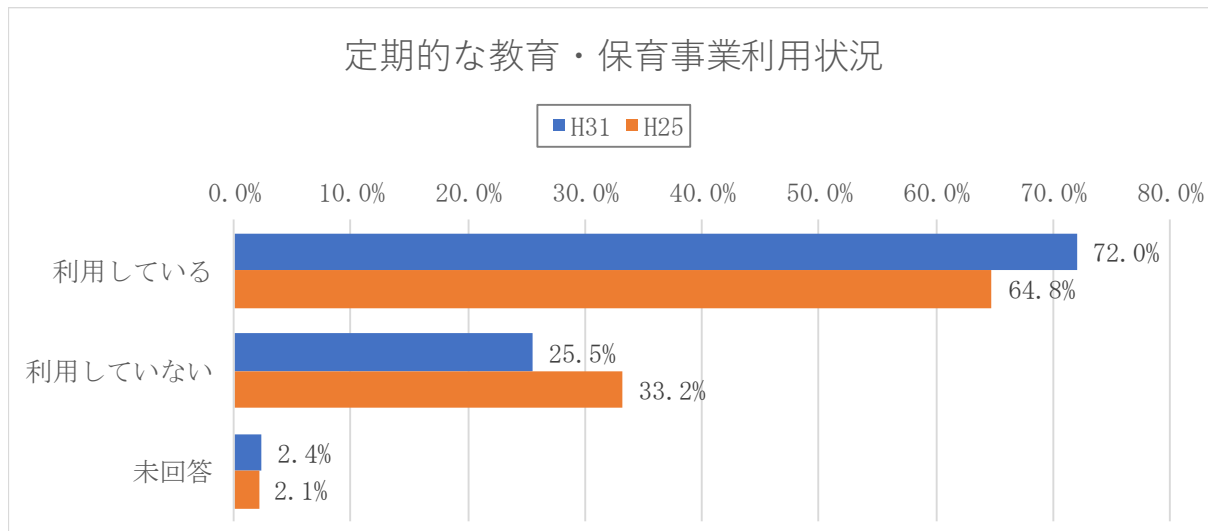
母親の就労状況は、「パート・アルバイト等」が38.4%で最も多く、次いで「フルタイム」が22.3%で続いています。平成25年調査と比べて就労している方の割合は増加していますが、フルタイムからパートタイム・アルバイト等への就業形態の変化が見られます。また、就労していない方は減少しています。



3 定期的な教育・保育事業の利用状況

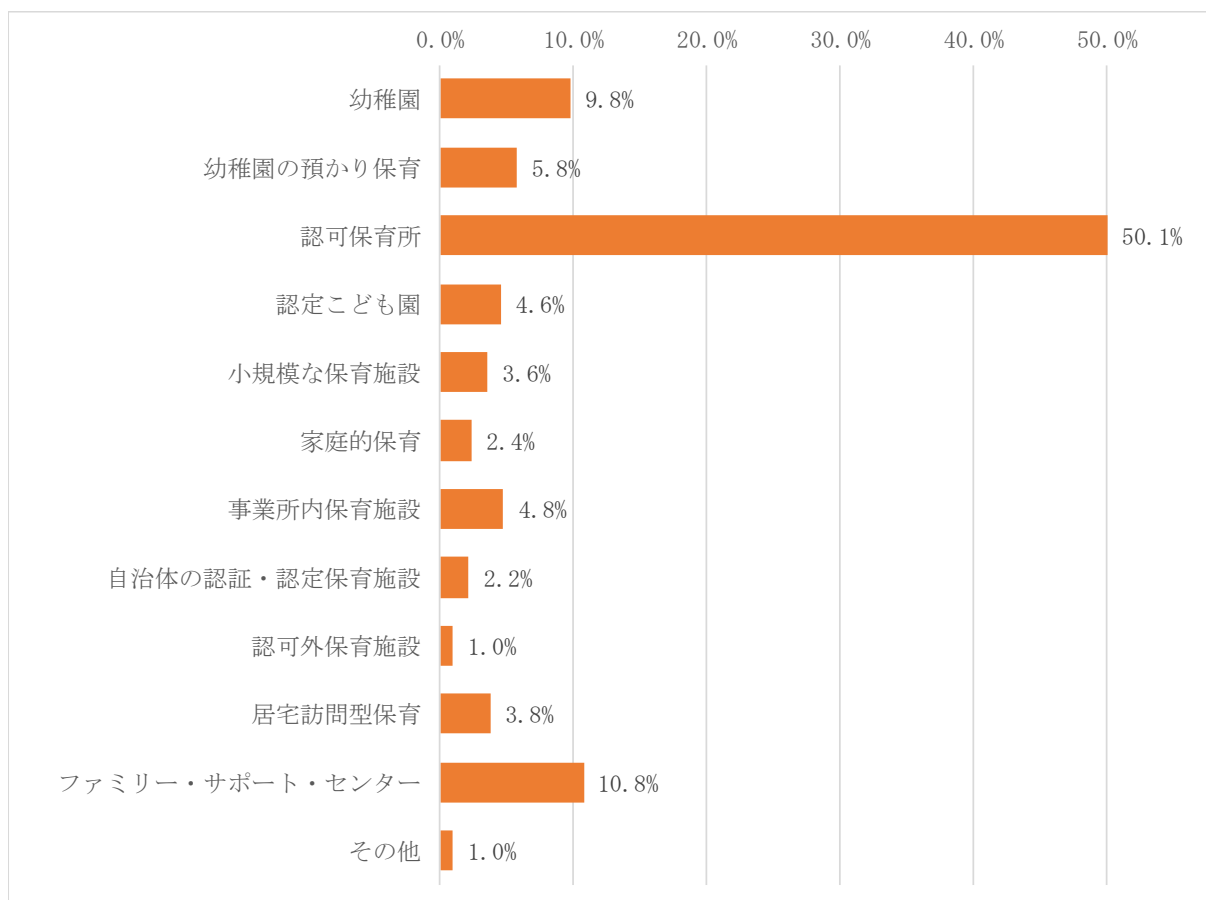
定期的な教育・保育事業を「利用している」人は72.5%で、平成25年調査と比べると7.7ポイント増加しています。

利用している教育・保育事業（今回調査）は、「認可保育所」が92.4%で最も多く、「認定こども園」、「幼稚園」、「認可外の保育施設」がともに0.7%となっています。



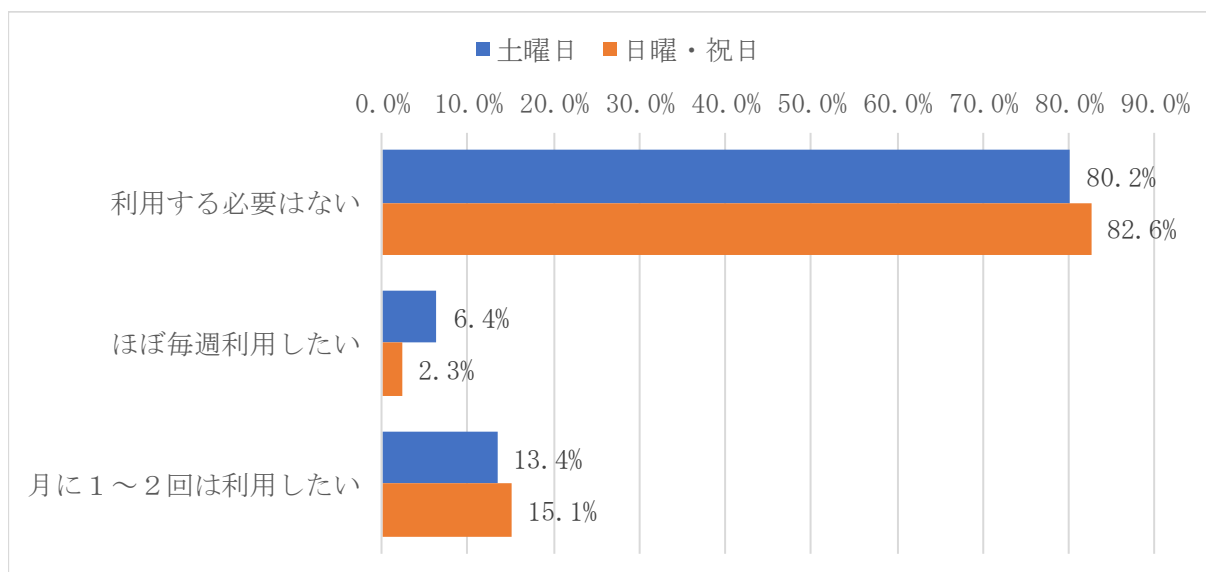
4 教育・保育事業の利用意向

今後、定期的に利用したい教育・保育事業は、「認可保育所」が50.1%で最も多く、「幼稚園」は9.9%、「認定こども園」は4.6%となっています。



5 土曜・日曜・祝日の教育・保育事業利用希望

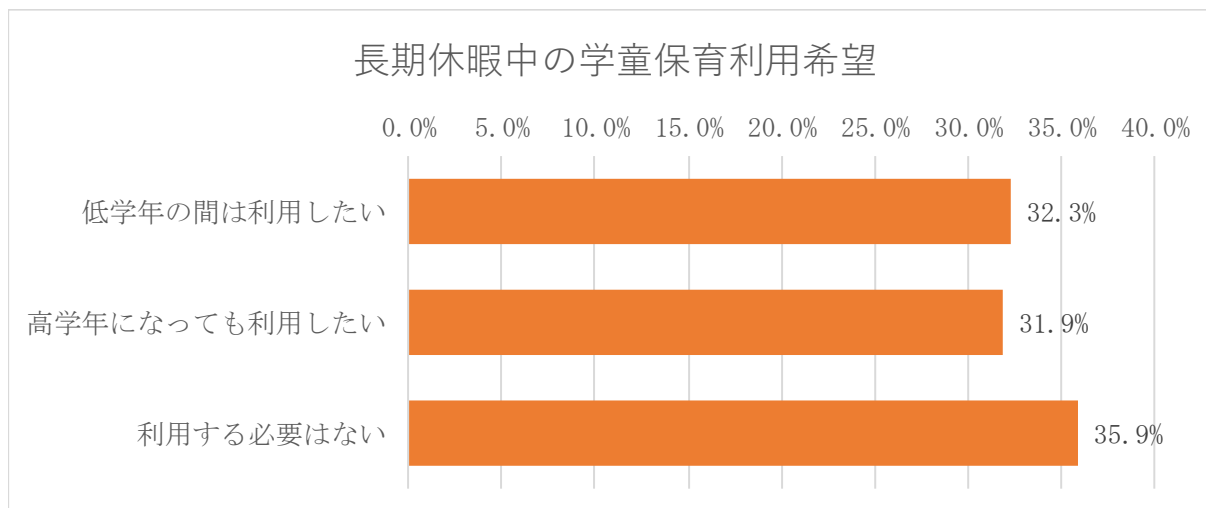
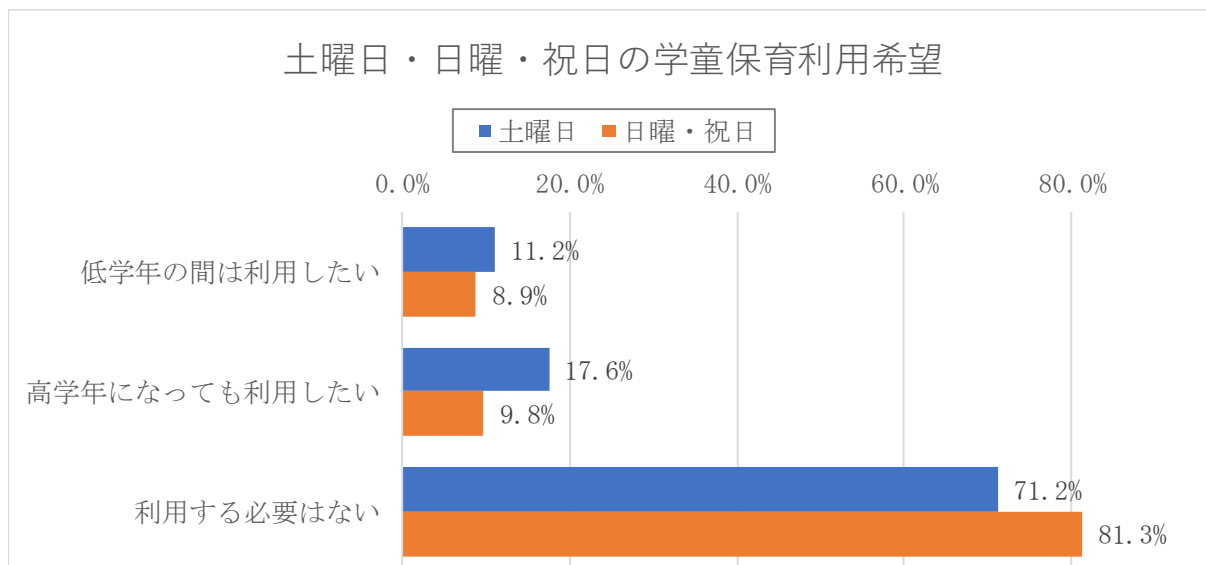
土曜日、日曜日・祝日に定期的な教育・保育事業の利用希望は、「利用する必要はない」は、土曜日が80.2%、日曜日・祝日が82.6%、「ほぼ毎週利用したい」が、土曜日6.4%、日曜日・祝日が2.3%、「月に1～2回は利用したい」が土曜日13.4%、日曜日・祝日が15.1%となっています。



6 放課後児童クラブ（学童保育）の利用希望

現在、放課後児童クラブ（学童保育）を利用している方に、土曜日、日曜・祝日の利用希望を伺ったところ、「低学年の間は利用したい」は、土曜日が11.8%、日曜・祝日が8.9%、「高学年になっても利用したい」は、土曜日が17.6%、日曜・祝日が9.8%、「利用する必要はない」は、土曜日が71.2%、日曜・祝日が81.3%となっています。

また、夏休みや冬休みなどの長期休暇期間中の利用希望は、「低学年の間は利用したい」が32.3%、「高学年になっても利用したい」が31.9%、「利用する必要はない」が35.9%となっています。



第3章

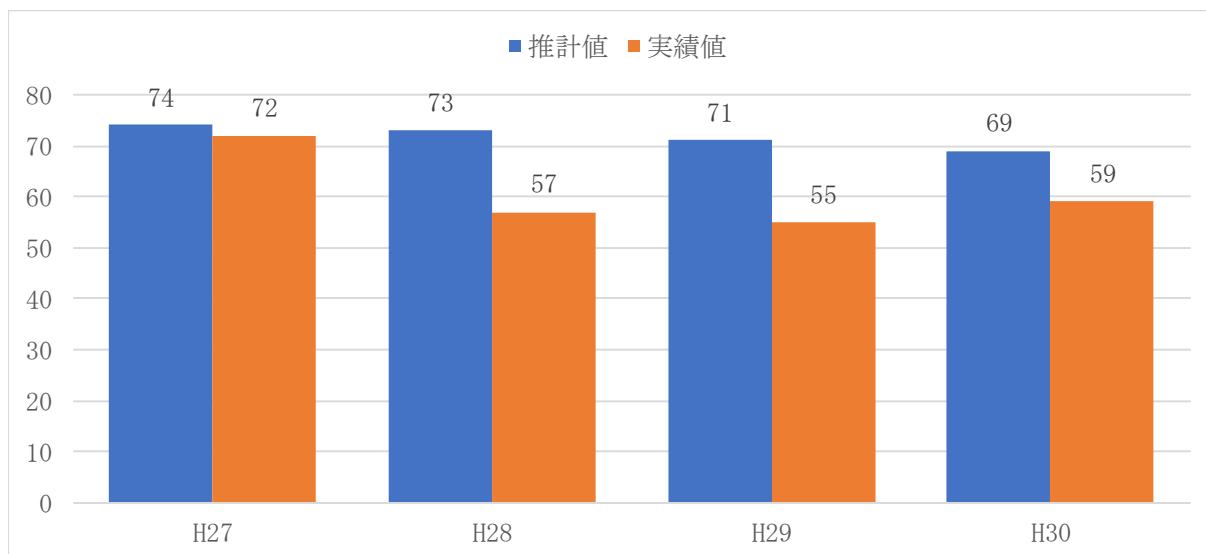
『第1期計画の実施状況』

第3章 第1期計画の実施状況

1 児童数の状況

1 出生数の推移

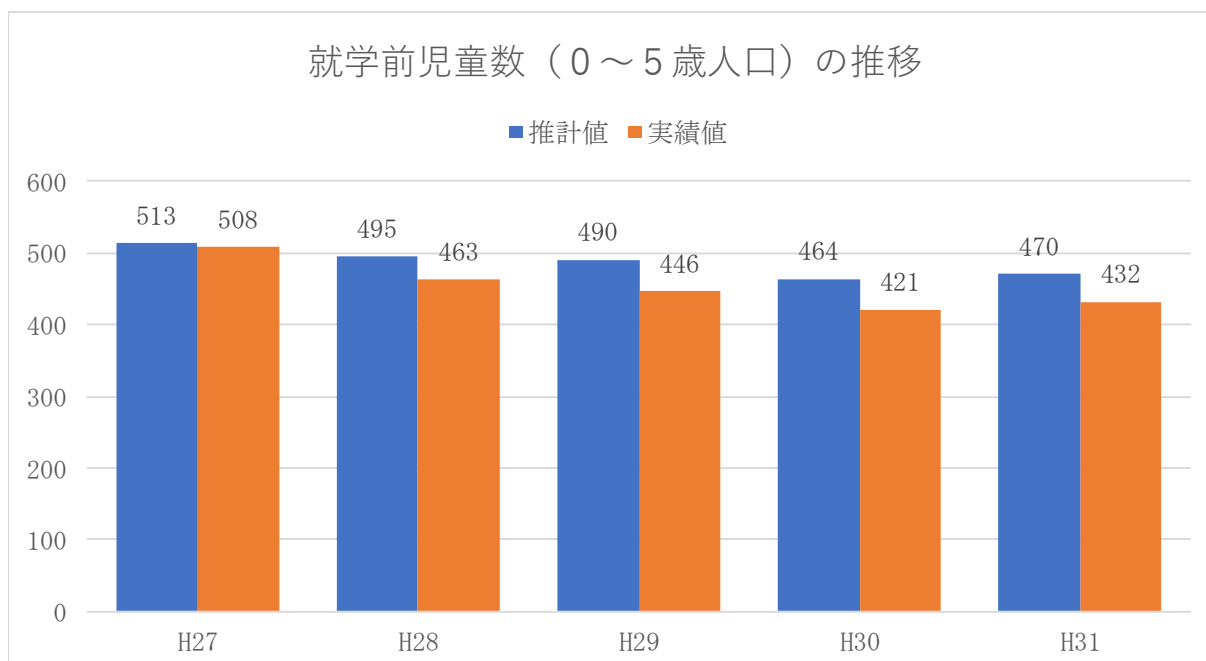
第1期宮田村子ども・子育て支援事業計画で推計した出生数を実績値と比較すると、平成28年から大きく推計値を下回り、年間出生数は、50人台となっており、出生数の減少が顕著となっています。



実績値は人口動態調査（厚生労働省）による。

2 就学前児童数の推移

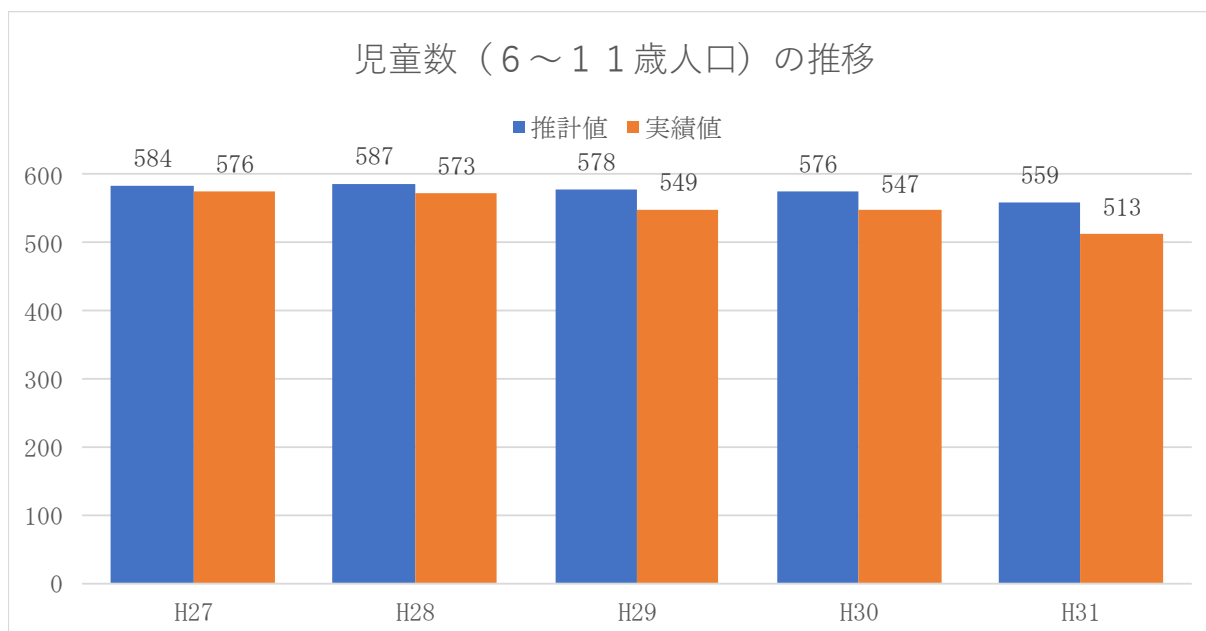
平成28年以降は、実績値が推計値を大きく下回っており、少子化が学前児童数の減少に影響していることがわかります。



実績値は毎月人口異動調査（長野県）による。

3 小学生児童数の推移

各年とも実績値が推計値を下回っていますが、平成29年からは推計値を30人程度と大きく下回っています。



実績値は毎月人口異動調査（長野県）によるため、学校基本調査数値とは異なる。

2 教育・保育施設等の状況

1 1号認定（3歳以上で保育の必要なし）

各年とも、利用希望者は量の見込みを下回っている。利用希望者は、村内に認定こども園、幼稚園はないため、近隣市町村の施設に入園しており、待機児童はいない。

（単位：人）

区分		H27	H28	H29	H30	R1
計 画	量の見込み	15	15	15	15	15
	確保方策	15	15	15	15	15
	特定教育・保育施設等	15	15	15	15	15
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
実 績	実績	4	0	1	3	2
	確保方策	4	0	1	3	2
	特定教育・保育施設等	2	0	0	2	1
	確認を受けない幼稚園	2	0	1	1	1
計画比		26.7%	0.0%	6.7%	20.0%	13.3%

※令和元年度は12月末日の実績値を計上

2 2号認定（3歳以上で保育の必要あり）

平成27年度から量の見込みを上回る実績で推移しているが、待機児童はいない。

(単位：人)

区 分		H27	H28	H29	H30	R1
計 画	量 の 見 込 み	272	243	244	224	235
	確 保 方 策	272	243	244	224	235
	特定教育・保育施設等	267	238	239	219	230
	認可外保育施設	5	5	5	5	5
実 績	実 績	277	251	258	246	248
	確 保 方 策	277	251	258	246	248
	特定教育・保育施設等	275	247	252	241	246
	認可外保育施設	2	4	6	5	2
計 画 比		101.8%	103.3%	105.7%	109.8%	105.5%

※令和元年度は12月末日の実績値を計上

3 3号認定（3歳未満で保育の必要あり）

平成27年度以降1・2歳児、平成28年に0歳児ともに、量の見込みを上回っているが、1歳児、2歳児の未満児保育利用希望者は、こうめ保育園、西保育園で全ての利用希望者を受け入れており待機児童はいない。

(1) 0歳

(単位：人)

区 分		H27	H28	H29	H30	R1
計 画	量 の 見 込 み	13	13	13	13	13
	確 保 方 策	13	13	13	13	13
	特定教育・保育施設等	13	13	13	13	13
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
実 績	実 績	6	14	9	7	5
	確 保 方 策	6	14	9	7	5
	特定教育・保育施設等	6	14	9	7	5
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
計 画 比		46.2%	107.7%	69.2%	53.8%	38.5%

※令和元年度は12月末日の実績値を計上

(2) 1・2歳

(単位：人)

区 分		H27	H28	H29	H30	R1
計 画	量 の 見 込 み	51	56	54	53	52
	確 保 方 策	51	56	54	53	52
	特定教育・保育施設等	50	55	53	52	51
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	1	1	1	1	1
実 績	実 績	54	61	76	72	55
	確 保 方 策	54	61	76	72	55
	特定教育・保育施設等	54	61	76	71	55
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	1	0
計 画 比		105.9%	108.9%	140.7%	135.8%	105.8%

※令和元年度は12月末日の実績値を計上

3 地域子ども・子育て支援事業の状況

1 放課後児童健全育成事業（学童保育）

(単位：人)

区 分		H27	H28	H29	H30	R1
計 画	量 の 見 込 み	120	121	118	119	114
	低 学 年	70	73	70	72	66
	高 学 年	50	48	48	47	48
	確 保 方 策	120	121	118	119	114
	低 学 年	70	73	70	72	66
	高 学 年	50	48	48	47	48
実 績	実 績	162	172	191	203	176
	1 年 生	36	42	43	52	40
	2 年 生	43	29	43	43	48
	3 年 生	37	40	31	40	33
	4 年 生	29	31	33	27	28
	5 年 生	13	24	29	25	17
	6 年 生	4	6	12	16	10
計 画 比		135.0%	142.1%	161.9%	170.6%	154.4%

2 子育て短期支援事業（ショートステイ）

（単位：人）

区 分		H27	H28	H29	H30	R1
計 画	量 の 見 込 み	1	1	1	1	1
	確 保 方 策	1	1	1	1	1
実 績		0	0	1	0	0
計 画 比		0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%

3 乳幼児家庭全戸訪問事業

実績値が量の見込みを下回っている年度があるが、保健師による訪問は乳幼児家庭全世帯に訪問している。

（単位：人）

区 分		H27	H28	H29	H30	R1
計 画	量 の 見 込 み	76	74	73	71	69
	確 保 方 策	76	74	73	71	69
実 績		67	59	60	76	40
計 画 比		88.2%	79.7%	82.2%	107.0%	58.0%

※令和元年度は12月末日の実績値を計上

4 養育支援訪問事業

（単位：人）

区 分		H27	H28	H29	H30	R1
計 画	量 の 見 込 み	2	2	2	2	2
	確 保 方 策	-	2	2	2	2
実 績		0	0	0	0	0
計 画 比		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

5 地域子育て支援拠点事業（遊ゆう広場）

（単位：人回）

区 分		H27	H28	H29	H30	R1
計 画	量 の 見 込 み	8,664	9,048	8,894	8,772	8,736
	確 保 方 策	8,664	9,048	8,894	8,772	8,736
実 績		12,070	10,869	8,594	8,974	6,909
計 画 比		139.3%	120.1%	96.6%	102.3%	79.1%

※令和元年度は12月末日の実績値を計上

6 一時預かり事業

(1) 保育所その他の場所での預かり

(単位：人日／年)

区 分		H27	H28	H29	H30	R1
計 画	量 の 見 込 み	8,664	9,048	8,894	8,772	8,736
	確 保 方 策	8,664	9,048	8,894	8,772	8,736
実 績		76	137	96	25	5
計 画 比		0.9%	1.5%	1.1%	0.3%	0.1%

※平成30年以降は、ファミリー・サポート・センター事業に移行し、保育園における一時預かりはしていない。

※令和元年度は12月末日の実績値を計上

(2) 幼稚園在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

(単位：人日／年)

区 分		H27	H28	H29	H30	R1
計 画	量 の 見 込 み	573	523	527	481	501
	1号認定による利用	0	0	0	0	0
	2号認定による利用	573	523	527	481	501
	確 保 方 策	573	523	527	481	501
実 績		0	0	0	0	0
計 画 比		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

7 病児保育事業

(単位：人日／年)

区 分		H27	H28	H29	H30	R1
計 画	量 の 見 込 み	135	131	130	124	126
	確 保 方 策	-	-	60	60	60
実 績		20	127	246	188	145
計 画 比		14.8%	96.9%	189.2%	151.6%	115.1%

※令和元年度は12月末日の実績値を計上

8 ファミリー・サポート・センター事業

(単位：人日／年)

区 分		H27	H28	H29	H30	R1
計 画	量 の 見 込 み	360	480	600	720	840
	確 保 方 策	360	480	600	720	840
実 績		7	40	138	194	60
計 画 比		1.9%	8.3%	23.0%	26.9%	7.1%

※令和元年度は12月末日の実績値を計上

9 妊婦健康診査事業

(単位：人)

区 分		H27	H28	H29	H30	R1
計 画	量 の 見 込 み	76	74	73	71	69
	確 保 方 策	76	74	73	71	69
実 績		66	65	65	67	64
計 画 比		86.8%	87.8%	89.0%	94.4%	92.8%

※令和元年度は12月末日の実績値を計上

第4章

『計画の基本的考え方』

第4章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本村においては、子ども・子育て支援新制度に基づく「宮田村子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度）」を策定し、社会全体ですべての子どもの健やかな成長を支援するための施策を推進してきました。

結婚・妊娠・出産・育児への支援のほか、若者の定住促進につながる就業対策にも取り組みましたが、人口減少と少子高齢化は未だに重大な課題となっています。

本計画の策定にあたり、子どもにとっての最善の利益を第一に、健やかな育ちを支えるとともに、保護者一人ひとりが宮田村で子育てをすることに魅力を感じ、希望を持って生活できる環境づくりへの取り組みをより一層充実させるため、前計画の理念を引き継ぎ、本計画の基本理念として掲げます。

2 基本目標

基本理念実現のために、7つの基本目標を設定して総合的に施策を推進します。

住民一人ひとり、関係機関、さらに地域との連携を図りながら、本計画の具現化に向けて積極的に取り組みます。

■ 基本目標1 地域における子育ての支援

近年の多様な子育て環境に対し、子どもの育ちに十分配慮しながら、村内保育園と近隣の認定こども園、幼稚園、認可外保育施設等による、さまざまな教育・保育の充実を図ります。

子育てをしているすべての家庭が安心して子どもを育てていくことができるように、子育て支援サービスの充実を図り、各種団体や個人との連携体制を作ります。

■ 基本目標2 親と子の健康の確保と増進

妊娠から出産、育児という一連の流れの中で、安心して出産し、子育てにのぞめるよう医療機関等と連携し母親や子どもの健康を守ります。そして、育児に関する正しい情報の提供や出産・育児に対する不安を取り除くための相談事業の充実を図ります。また、健康の基礎となる食生活の改善を図るため、食育を推進します。

■ 基本目標3 子どもの心身の健やかな成長のための教育環境の整備

子どもたちが、心身ともに健康で、次代を担う人間として成長するため、家庭、学校、地域が連携・協力して地域全体の教育力を高めます。子どもたちの学力と生きる力の向上のため、学校等の教育環境整備を進めるとともに、地域による教育支援体制の充実を図ります。

■ 基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備

子どもたちがのびのびと活動でき、妊婦や子育て中の親子などが安心して外出できる環境

づくりと住環境の整備を進めます。ユニバーサルデザインの考え方を基本として、公共施設はもとより子育てに配慮したまちづくりに取り組みます。

■ 基本目標 5 仕事と子育ての両立の推進

子どもを安心して育てるためには、働きながら子育てできる社会環境の整備が重要であり、保育サービスの充実とともに、子育てに対する父親や雇用主等の意識改革や事業主に対する法的制度等の普及啓発活動を推進します。

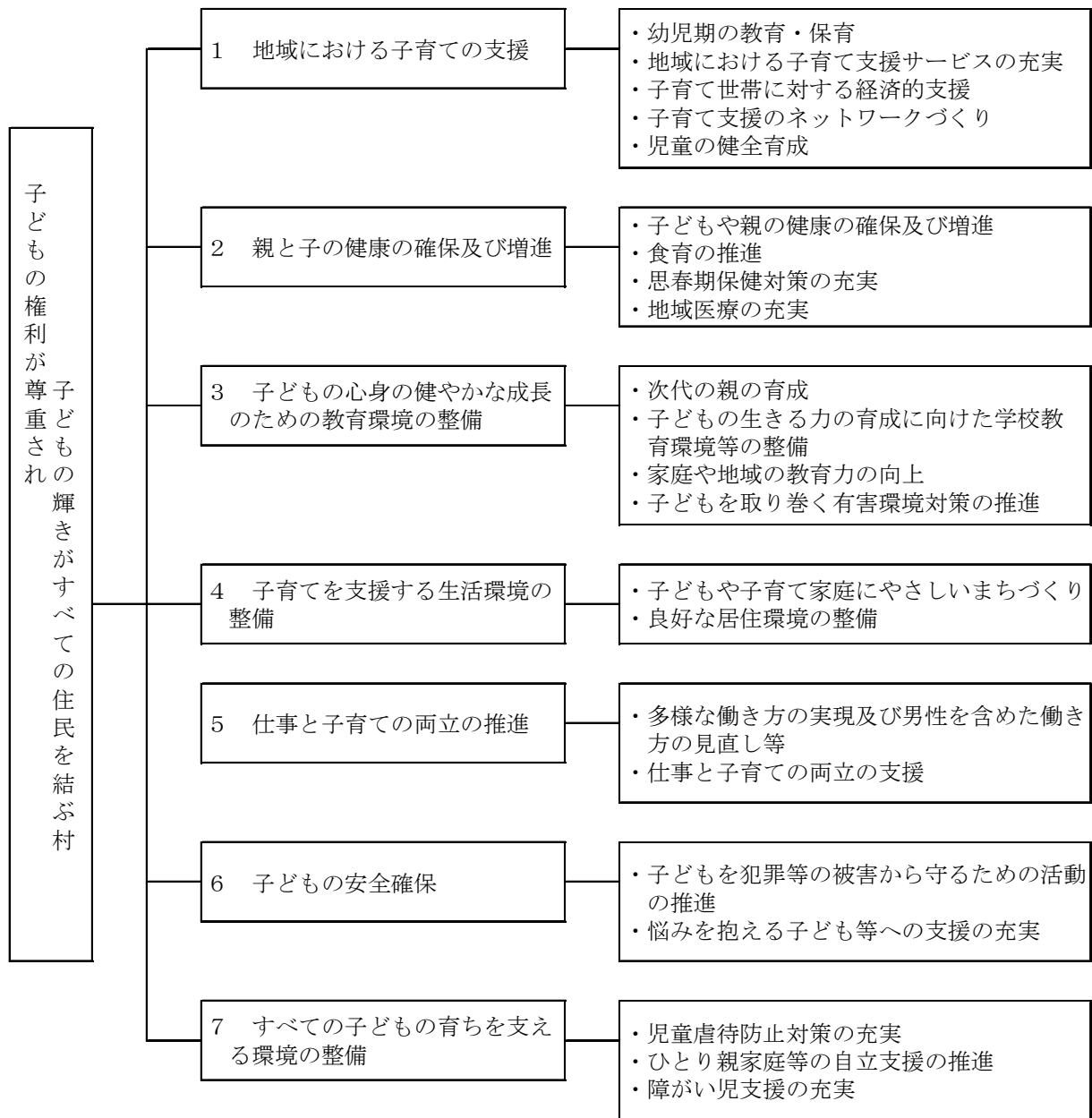
■ 基本目標 6 子どもの安全の確保

子どもたちを交通事故や犯罪から防ぐため、地域住民が子どもや子育てに関心を持ち、関係団体や関係機関と連携した活動を推進します。また、子ども自らが自分を守ることができるよう安全教育を進めます。

■ 基本目標 7 すべての子どもの育ちを支える環境の整備

社会環境の変化により、個人・家族と地域の関わりが希薄化しており、児童虐待が社会問題化する中で、要保護児童対策地域協議会を充実させ、関係機関が連携して対応します。また、障がい児や発達に特徴のある子ども、ひとり親など個別に支援を必要とする家庭に対して、きめ細かな支援を実施します。

3 施策の体系



第5章

『事業計画』

第5章 事業計画

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条第2項に基づき、地理的条件や人口、交通事情、その他の社会的条件および教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して、保護者や子どもが身近な地域で希望するサービスを利用しやすくする提供体制の確保のために教育・保育提供区域を設定します。

本村においては、村内全域を1区域としました。

2 乳幼児期の教育・保育

本計画においては、設定した教育・保育提供区域および年度ごとに、現在の教育・保育の利用状況及び「第2期宮田村子ども・子育て支援事業計画」に関するニーズ調査により把握される利用希望を踏まえ、国から示されている算出の手引きに基づき、教育・保育事業の必要事業量（量の見込み）を算出し、その提供体制の確保の内容とその実施時期を明らかにします。

1 保育の必要性の認定について

保護者の申請を受け、客観的基準に基づき保育の必要性を認定します。

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育園 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育園 認定こども園 地域型保育事業

2 児童数の推計

量の見込みを算出するために、平成31年4月1日の住民基本台帳による性別・年齢別人口を使用し、コーホート変化率法を用いて令和6年度までの年齢別児童人口を推計しました。

令和2年度の0～5歳は422人で、令和6年度では412人と減少傾向となっています。

また、令和2年度の6～11歳は537人で、令和6年度では465人と大きな減少が推計されています。

(単位:人)

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	63	62	62	60	60
1歳	66	67	66	66	64
2歳	55	68	69	68	68
3歳	66	58	71	72	71
4歳	78	67	59	72	73
5歳	94	81	70	62	76
0～5歳	422	403	397	400	412
6歳	92	95	82	71	63
7歳	67	88	91	78	67
8歳	105	69	91	94	81
9歳	83	105	69	91	94
10歳	96	83	105	69	91
11歳	94	96	83	105	69
6～11歳	537	536	521	508	465

3 量の見込みと確保方策

1 1号認定（幼稚園・認定こども園）

(単位:人)

区分	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	11	9	9	9	10
確保方策	11	9	9	9	10
特定教育・保育施設	11	9	9	9	10
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0

村内には幼稚園、認定こども園がないため、近隣市町村の施設利用となりますが、供給量を確保できる見込みです。

2 2号認定（保育園・認定こども園）

(単位:人)

区分	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	146	127	124	127	136
教育ニーズ	5	5	5	5	5
保育ニーズ	141	122	119	122	131
確保方策	146	127	124	127	136
特定教育・保育施設	141	122	119	122	131
認可外保育施設	5	5	5	5	5

現在の供給体制でニーズ量は満たされていることから、今後も現状の供給体制を維持するとともに、保育の質の向上にも努めます。

3 3号認定（保育園・認定こども園・地域型保育事業）

■ 0歳

（単位：人）

区 分	R2	R3	R4	R5	R6
量 の 見 込 み	28	28	28	27	27
確 保 方 策	28	28	28	27	27
特定教育・保育施設	28	28	28	27	27
地域型保育事業	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0

保育園における定員の弾力化を活用するとともに、人材確保によりニーズ量を確保できる見込みです。

■ 1・2歳

（単位：人）

区 分	R2	R3	R4	R5	R6
量 の 見 込 み	51	57	57	57	56
確 保 方 策	51	57	57	57	56
特定教育・保育施設	50	56	56	56	55
地域型保育事業	0	0	0	0	0
認可外保育施設	1	1	1	1	1

保育園における定員の弾力化を活用するとともに、人材確保によりニーズ量を確保できる見込みです。

4 放課後児童クラブ事業

（単位：人）

区 分	R2	R3	R4	R5	R6
量 の 見 込 み	125	123	123	117	104
確 保 方 策	125	123	123	117	104

学童保育事業として子育て支援センターうめっこらんどで実施しています。引き続き、就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、放課後や長期休みにおいて、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ります。

5 延長保育事業

（単位：人）

区 分	R2	R3	R4	R5	R6
量 の 見 込 み	44	42	42	42	43
確 保 方 策	44	42	42	42	43

保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤等に伴う延長保育需要に対応するため、通常の利用日および利用時間以外の日および時間において保育を実施する事業です。今後も、現行の水準を維持できるように、保育園等の保育時間を保護者の就労時間やその他の状況、小学校就学前の子どもの保育に係る希望時間帯等を考慮・勘案し、ニーズに対応していきます。

6 一時預かり事業

(単位：人日)

区 分	R2	R3	R4	R5	R6
量 の 見 込 み	1,618	1,545	1,522	1,534	1,580
確 保 方 策	1,618	1,545	1,522	1,534	1,580
一時預かり事業	1,467	1,394	1,371	1,383	1,429
ファミリー・サポート・センター事業	150	150	150	150	150
トワイライト事業	1	1	1	1	1

家庭において保育を受けることが一時的に困難になってしまった乳幼児について、主として昼間において、保育園その他の場所で一時的に保育預かりを行う事業です。

他の支援サービスとの調整を図りながら柔軟に対応していきます。

7 病児・病後児保育事業

(単位：人日)

区 分	R2	R3	R4	R5	R6
量 の 見 込 み	2,531	2,417	2,381	2,399	2,471
確 保 方 策	2,531	2,417	2,381	2,399	2,471
病児保育事業	2,531	2,417	2,381	2,399	2,471
ファミリー・サポート・センター事業	0	0	0	0	0

病気または病気回復期で、集団保育が困難な子どもについて、医療機関と連携して保育および看護ケアをします。

8 ファミリー・サポート・センター事業

(単位：人日)

区 分	R2	R3	R4	R5	R6
量 の 見 込 み	1	1	1	1	1
確 保 方 策	1	1	1	1	1

子育て世代の仕事と家庭を支援し子育てしやすい地域環境をつくることを目的として、地域において「育児の援助を受けたい者（利用会員）」と「援助を提供する者（協力会員）」を会員組織として、保育所等への送迎や保育施設等の終了後の一時預かり、短時間就労等の際の育児支援を実施する事業です。会員間の相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

7 子育て短期支援事業（ショートステイ）

（単位：人日）

区 分	R2	R3	R4	R5	R6
量 の 見 込 み	1	1	1	1	1
確 保 方 策	1	1	1	1	1

保護者が疾病等の理由により家庭において児童の養育が一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において養育、保護を行います。

8 地域子育て支援事業

（単位：人日）

区 分	R2	R3	R4	R5	R6
量 の 見 込 み	1	1	1	1	1
確 保 方 策	1	1	1	1	1

子育て支援センター（うめっこらんど）において、乳幼児およびその保護者が相互に交流する場を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

9 乳児家庭全戸訪問事業

（単位：人）

区 分	R2	R3	R4	R5	R6
量 の 見 込 み	63	62	62	60	60
確 保 方 策	63	62	62	60	60

生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

令和2年度以降も引き続き保健師により、すべての新生児家庭に対し実施します。

10 妊婦健診事業

（単位：人）

区 分	R2	R3	R4	R5	R6
量 の 見 込 み	63	62	62	60	60
確 保 方 策	63	62	62	60	60

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

令和2年度以降も引き続き、すべての妊産婦に対し実施します。

第6章

『施策の展開』

第6章 施策の展開

1 地域における子育ての支援

【施策1】 幼児期の教育・保育の充実

安心して子どもを預けることができる環境を整えるため、教育・保育ニーズの適切な把握に努め、関係機関等と連携し保育人材を確保するとともに、保育園の適正な利用定員の確保を図ります。

各年度における地域のニーズに応じた認定区分ごとの教育・保育の量の見込みを定めるとともに、設定した量の見込みに対応するよう、教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期を設定します。また、満3歳未満の子どもにおける保育需要の高まりを受けて、現在の保育の利用状況及び利用希望を踏まえた各年度における量の見込みを設定することにより、適正な提供体制の確保を図ります。

事業名		事業の内容	担当
①	通常保育事業	親の就労など保育が必要と認めた児童については、待機児童を生じさせる事なく保育します。今後も待機児童を生じさせない施設運営を行います。	子ども室
②	延長保育事業	朝は午前7時30分から受け入れ、夕方は西保育園で午後6時まで、こうめ保育園で午後7時まで延長して保育しています。現時点では延長拡大の希望は少ない状況ですが、保護者の就業状況や近隣の実施状況に合わせながら検討を続けます。	子ども室
③	休日保育事業	親の就業状態は多様化しており、アンケート結果からも休日保育の希望があります。子どもの成長には家庭での保育は大切であることに十分に配慮しながら、計画年度内での実施を目指します。	子ども室
④	未満児保育事業	生後12か月以上の児童で、親の就労などにより必要と認めた場合に保育を実施します。子どもの成長を考えると、大変重要な時期であるため、家庭での保育を大切にしながら、子供の安全性と発達に配慮した必要な保育を実施します。	子ども室
⑤	障がい児保育事業	障がいや配慮を要する児童に対して、専任の加配保育士を配置して保育を実施しています。対象となる児童が増加していますので、作業療法士やこども相談員を中心とし、保健師や保育士による支援体制を強化します。また、職員研修の充実等により職員の能力の向上、保護者と	子ども室

		の共通理解のもとに、その児童にあった適切な支援を行い、保育園での療育の充実を図ります。	
⑥	病児・病後児保育事業	現在、宮田村単独では事業実施できないため、近隣市町村や医療機関と連携して病児・病後児保育を実施しています。利用ニーズに対応できるよう引き続き連携して取り組んでいきます。	子ども室
⑦	広域入所保育事業	保護者の勤務地の都合に応じて、他市町村の保育園への入園や、他市町村の児童の村内保育園での受け入れを、村内保育園で対応することを基本にしながら、実状にあわせて他市町村と連携し広域入所保育を実施していきます。	子ども室
⑧	保育の質の向上	保育園が子育てのための専門機関として重要な役割を持っています。保育の質の向上、保育士の専門性の向上を図るため、保育士の研修に積極的に取り組みます。	子ども室

【施策2】 地域における子育て支援サービスの充実

幼稚園、保育所、認定こども園等の教育・保育施設利用者のみならず、全ての子育て家庭を支援するため、家庭で子育てをする保護者も利用できる「一時預かり」や、身近なところで子育て相談や情報提供などが受けられる「地域子育て支援拠点（子育て支援センター、遊ゆう広場）」のほか、放課後等の児童の居場所などを提供する「放課後児童健全育成事業」など、地域の様々な子育て支援の確保・充実を図ります。

事業名		事業の内容	担当
①	ファミリー・サポート・センター事業	地域において子どもの預り等の援助を受けたい者と、援助を行う者が登録して子どもの預りサービスを実施する事業で子育て支援センターうめっこらんどで実施しています。利用ニーズに対応できるよう、協力会員の増加に向けた取り組みを行います。	子ども室
②	放課後児童健全育成事業（学童保育）	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、指導員を配置し子育て支援センターうめっこらんどで開催しています。利用者の増や支援の必要な児童の利用に合わせて、指導員の増員や研修などを行っています。	子ども室
③	一時保育事業	保護者の冠婚葬祭や災害、急病などのほか、育児疲れ等の心理的・肉体的負担を軽減するために、子育て支援センターにおいて、一時的に保育を行っています。受け入れ体制の充実とともに、広く情報提供を行い、より利用しやすい制度としていきます。	子ども室
④	地域子育て支援拠	子育て親子が気軽に集い、相互に交流を図る場の提供	子ども室

	点事業（遊ゆう広場）	と子育て等に関する相談や情報の提供などを行っています。家庭の養育力の向上を目指す取り組みを行うとともに、利用ニーズに対応できるよう制度運営していきます。	
⑤	子育て支援センターうめっこらんど事業	現在の、遊ゆう広場、学童保育、児童館事業を継続するとともに、子育て支援の拠点として児童生徒の心身の発達に資する事業を行うとともに、相談体制の充実や、地域ボランティアの育成を行います。	子ども室
⑥	地域に開かれた保育園事業	園庭の開放や未就園児親子が保育園で交流できる「にここ広場」の広報・普及と充実を図ります。また、保育における専門知識と経験をもつ保育士が、地域において子育て支援をできる場を広げます。	子ども室
⑦	家庭児童相談（育児相談事業）	こども室に配置されたこども相談員と作業療法士を核にし、相談窓口を一本化して保健師や教育相談員と連携して対応しています。定期的実施している臨床心理士による相談事業、外部機関と連携した相談事業などにより、専門的相談体制の充実も図ります。	子ども室 保健予防係 福祉係
⑧	ママの部屋事業	子育て相談、離乳食相談とあわせて実施し、乳児期、幼児期前半を中心とした子育ての相談を、気軽かつ、より専門的に受けられる場所としての機能を高めていきます。母乳相談は引き続き母乳相談等助成券による事業としていきます。	保健予防係
⑨	子育て家庭優待パスポート事業	子育て家庭が買い物などの際にカードを提示すると、協賛店舗独自の各種サービスを受けられる事業です。「ながの子ども・子育て応援県民会議」と市町村が連携して取り組む事業として、協賛店舗の拡大を図ります。	子ども室 商工観光係

【施策3】 子育て世帯に対する経済的支援

20代や30代の若い世帯が理想の子ども数を持たない理由は、「子育てや教育にお金がかかり過ぎるから」が最大の理由になっています。

理想の子ども数を持てる社会の実現に向けて、幼児教育・保育の無償化や第2子以降の子を産み育てやすい環境を整えるための保育料の軽減、福祉医療費給付による医療費無償化など、各種経済支援に取り組み、子育てにかかる経済的負担の軽減を図ります。

事業名	事業の内容	担当
① 児童手当の支給	中学校第3学年修了前の子どもを育てる親に対して国の制度による児童手当の支給をします。制度変更の周知を含め、制度の広報・普及に努めます。	保健予防係
② 児童扶養手当の支給	ひとり親家庭の0歳から18歳の子どもを養育する人に対し、手当の支給をしています。引き続き制度の広報・	保健予防係

		普及に努め実施します。	
③	特別児童扶養手当の支給	20歳未満の障がいを持つ子どもを養育する人に対し、手当の支給をしています。引き続き制度の広報・普及に努め実施します。	保健予防係
④	福祉医療費給付制度	引き続き高校3年生（満18歳到達後の最初の3月31日）までの医療費窓口完全無償化について、制度の広報・普及に努めながら実施します。	住民係
⑤	母子家庭・父子家庭高等学校通学費補助	母子家庭及び父子家庭で高等学校等に通学する生徒の保護者に対し、一定の通学費の補助をしています。引き続き制度の広報・普及に努めながら実施します。	保健予防係
⑥	ひまわり福祉応援金	障がい者が自立や精神の安定のために福祉施設等を利用している者に対して、ひまわり福祉応援金を支給します。	福祉係
⑦	要保護及び準要保護児童生徒援助事業	経済的な理由により就学が困難と認められる家庭に対し、等しく教育を受ける権利と機会を与え、義務教育の円滑な実施に役立てるため、学用品費・修学旅行費・学校給食費など就学上必要な経費の一部を支給します。	子ども室 福祉係
⑧	特別支援教育就学奨励事業	特別支援学級へ就学する児童・生徒の保護者に対して、経済的負担を軽減し、特別支援教育の普及振興を図るため、学用品費・修学旅行費・学校給食費など就学上必要な経費の一部を奨励金として支給します。	子ども室
⑨	保育料無償化	保育園、認定こども園、幼稚園、無認可保育園に通園する3歳以上児の保育料を無償化します。また、副食費について一部を助成します。	子ども室
⑩	保育料の軽減	輝く子育て応援事業による3歳未満児の第3子からの保育料助成を行います。また、信州やまほいく認定保育園に通園する児童の保育料軽減を行います。	子ども室
⑪	輝く子育て応援金事業	新た取得した土地家屋に転入した場合に固定資産税相当額を5年間給付します。また、転入の際に小学校4年生以下の子どもと一緒に転入した場合には転入奨励金を支給します。出産後には、子育て応援クーポンとして、母乳相談等助成券、乳児おむつ助成券、ファミリー・サポート・センター利用助成券を贈り支援を行います。	子ども室 税務係 保健予防係
⑫	誕生祝金事業	次代を担う子ども達の健やかで生き生きとした成長を応援するため、誕生祝金を交付します。事業拡充を検討するとともに、広報を積極的に行います。	住民係
⑬	入学祝い金事業	小中学校の入学を全村民でお祝いし、小学校入学時及び中学校入学時に入学祝い金を贈ります。	子ども室

⑭	通学靴支給事業	小中学校の入学を全村民でお祝いし、通学に必要な靴を贈呈します。	子ども室
⑮	高等学校等通学費の助成	高等学校等に通学する生徒の保護者に対し、通学費の一部を助成します。	子ども室
⑯	ごみチケットの追加交付	3歳未満のお子さんの育児で、紙おむつ消費により、ごみチケットが不足する世帯へ追加交付します。	住民係

【施策4】 子育て支援のネットワークづくり

子育て家庭の負担感や孤立感の解消を図るため、子育て支援センターなどにおいて、子育て家庭同士等の交流機会の拡充を図るとともに、自主的なサークル活動等の活性化を支援します。また、子育て家庭の積極的な地域活動への参加を促進するため、様々な団体等が行っている活動に関する情報提供の充実を図ります。

事業名		事業の内容	担当
①	子育て支援のネットワークの構築	地域全体で子育てを支援する環境づくりのため、情報交換会や研修会などを開催し、子育てサークルや子育て支援を担う地域の団体・グループと関係機関が連携したネットワークの構築を図ります。	子ども室 保健予防係
②	子育て支援情報の発信	子育て家庭に対して、各種の子育て支援サービスや必要な情報を提供するため、情報誌の発行やホームページを活用した子育て支援サイトの充実を図ります。	子ども室
③	公民館活動を通じたネットワークづくり	子ども体験教室をはじめとする公民館活動への参加者や保護者等のグループ同士の交流を支援し、ネットワークづくりにつなげていきます。	生涯学習係

【施策5】 児童の健全育成

地域において児童が自主的に参加し、自由に遊び安全に過ごすことができる放課後や週末の居場所づくりと、青少年健全育成や公民館など地域の皆さんと連携した学習・体験活動を推進します。

事業名		事業の内容	担当
①	公民館活動の推進	スキー教室や太鼓教室など体験教室を開催し、学年の枠を超えた交流を深める教室・講座を開催します。	生涯学習係
②	青少年健全育成会事業	村内12地区で青少年健全育成会による活動が行われており、その連合体である宮田村青少年健全育成協議会では、体を動かす楽しさを実感できる「子どもまつり」や「球技大会」の開催を通じて異年齢の交流を図り、思いやりの心を育む活動をしています。引き続き、青少年の健全な育成を増進させるための活動を行います。また、中学生の参加を促進するなど、広範な青少年を対象とした活動	子ども室

		を検討します。	
③	青少年の非行防止	学校関係や防犯関係、子ども達に関わる機関・団体等の代表による問題調整委員会において、情報交換を行い子供を取り巻く状況を相互に把握し、対応検討などを行っています。青少年をめぐる問題を明確にし、関係団体の連携を強め、学校、家庭、地域で青少年の非行を未然に防ぐ取り組みを推進します。	子ども室
④	おいで塾事業	通学合宿事業から内容を転換し、宮田宿本陣を活用した「おいで塾」を実施しています。夏休みの昼時間のなかで、学年の違う子ども達が学校の課題や体験学習を行います。共同体験をすることで友達づくりや協力して物事を進める力をつけます。内容を検討しながら実施します。	生涯学習係
⑤	宮田うめっこ塾 (土曜日学習)	子ども達が地域で充実した休日が過ごす事ができるように、文化・芸術やスポーツなど12種類の講座を、年間を通して実施しています。今後も、学校や地域と連携をさらに図り、指導者の確保・育成を行いながら引き続き実施します。	子ども室
⑥	子ども文化・スポーツ団体の育成支援	青少年の体力増進や豊かな心、創造性を育むスポーツ・文化各種団体に対して激励金の交付を行います。団体活動を通して、仲間の大切さやあいさつの励行など基本的ルールを構築し、強い心を育てるための育成活動として支援します。	生涯学習係 子ども室
⑦	放課後子ども教室	放課後における児童の活動場所として、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動等の取り組みを学校の空き教室等を利用して行う事業です。宮田うめっこ塾(土曜日学習)と連携しながら、うめっこらんの活用なども含め、放課後の居場所作りを進めます。	子ども室

2 親と子の健康の確保及び増進

【施策1】 子どもや親の健康の確保及び増進		
<p>子育て家庭に対する包括的かつ切れ目のない子育て支援に向けて、乳児家庭全戸訪問事業などの母子保健事業等を通じて、乳幼児期の子どもと家庭の状況把握に努めるとともに、地域や関係機関との連携を図りつつ、保護者の立場に寄り添い必要な支援につなげます。また、子育てサークル活動への支援や継続した相談支援等により社会的孤立の防止対策に努めるとともに、親子の遊びや子育て家庭同士の交流の場を提供し、子育てに関する情報提供や相談・助言等の支援体制の充実を図ります。</p>		
事業名	事業の内容	担当
① 母子相談事業	母子手帳交付時や各相談事業、訪問等を通じ、妊娠出産者全員の方に個別で子育てや健康に関する相談、栄養相談等を実施します。また、転入者にも来所時相談窓口を知らせ、健康に関する相談がしやすい体制を整えます。	保健予防係
② 妊婦一般健康診査	県外の医療機関の受診票でも償還払いができるように環境整備を進めてきました。今後も、妊婦一般健康診査、超音波検診、妊婦歯科検診の受診権を交付します。	保健予防係
③ うぶごえ講座（両親学級）	両親が健康で安心して子育てが出来るための知識を学ぶため、より多くの方が参加できるようPRするとともに、内容を充実していきます。	保健予防係
④ 妊婦相談	安心して出産できるように、妊娠時の体調等を確認します。出産後のサービスの案内も行います。	保健予防係
⑤ 妊婦家庭訪問	来所の相談では解決しない場合や、よりきめ細かな相談が必要な場合など状況に応じて家庭訪問により対応をします。	保健予防係
⑥ 産婦健康診査補助	出産後間もないお母さんのために、産婦健康診査の費用の一部を補助します。（概ね産後2週間、あるいは1か月）	保健予防係
⑦ 新生児聴覚検査補助	新生児の聴覚検査の費用の一部を補助します。	保健予防係
⑧ 新生児家庭訪問	出生児全家庭を対象に訪問、又は来所相談を実施します。里帰り者には、電話連絡等で状況を早期に把握し、必要に応じ対応していきます。	保健予防係
⑨ 乳児一般健康診査	県外の医療機関の受診票でも償還払いができるように環境整備を進めてきました。乳児一般健康診査受診票1回分の交付を行います。	保健予防係
⑩ 乳幼児健診・育児	作業療法士やこども相談員と連携して、個々に応じた	保健予防

	相談事業	相談体制を引き続き実施します。また、それぞれのスタッフが資質の向上を図り、親子が健康に生活するための支援を行います。	係
⑪	母乳相談	助産師の相談に加え、母乳相談等助成券による助産所での指導機会を増やし、出産前から安心して育児を行える母親支援を進めます。	保健予防係
⑫	すくすく広場（遊びの教室）	幼児健診後の発達フォロー、子育てフォローのための教室として保健師、保育士、作業療法士、言語聴覚士等により月2回開催しています。個々に対応したメニューを検討しながら実施していきます。	保健予防係
⑬	わくわく広場（保育園児SST）	発達に心配のある保育園児を対象に、作業療法士や言語聴覚士等によるソーシャルスキルトレーニング（SST）を月1回開催し、対人対応力の向上や感情のコントロールなどの改善に取り組んでいます。対象児童が増える傾向にあり、クラスを増やす等の対応を検討します。	子ども室
⑭	5歳児すこやか相談	5歳児（年中児）のお子さんがある家庭を対象に、5歳児相談を実施しています。家庭や保育園での生活で気になっているところや、就学後も安心して学校生活を送れるように、一人ひとりの発達について考えていきます。	子ども室 保健予防係
⑮	療育支援事業	こども相談員と作業療法士を中心に、保健師、保育園、学校、及び療育支援施設等関係機関が連携し、年齢に応じた療育支援がよりスムーズにできるよう、連携体制を強化します。会議を通して療育の方法を検討し、個々に応じたきめ細かな支援を行います。	こども室 保健予防係
⑯	歯科保健事業	10か月、1歳、2歳、2歳6か月、3歳育児相談時に歯科衛生士による歯科指導及び1歳6か月、2歳、3歳健診時に歯科医師による歯科検診を実施しています。引き続き、虫歯予防を含めた健康的な生活習慣を学ぶ機会として内容を検討しながら実施していきます。	保健予防係
⑰	予防接種事業	平成26年度からすべての予防接種が個別接種となりましたが、引き続き接種率100%に向けた個々への接種勧奨等を行います。また、各種検診等で接種確認を実施していきます。	保健予防係
⑱	ペアレント・トレーニング	子育てに不安を抱える保護者を対象に、親の養育力を高めるペアレント・トレーニングを実施しています。回数を増やすなどの対応を行いながら、利用者の増加を図ります。	こども室
⑲	産後ケア・ママサ	出産直後育児不安を持ち保健指導を必要とする出産後	保健予防

	ポート事業	1年未満の母及び乳児の宿泊及びデイケア、専門職による訪問について補助を行います。また、子どもの養育に不安のある家庭に支援員を派遣し、出生直後から4か月までの母親支援を行います。支援にあたっては家庭の状況を十分に把握し、単なる家事援助にならないようにします。	係
--	-------	--	---

【施策2】 食育の推進				
<p>少子化や核家族化、情報化が進み、家族のあり方や健康、食習慣に関する価値観やライフスタイルが多様化している中、個々の健康状態を知ることで、自分にあった健康的な食生活、習慣を身に付けることができるよう学校、保育園、地域における食育を推進します。</p>				
事業名		事業の内容		担当
①	母子保健事業としての食育の推進	食育推進計画により妊娠期、乳幼児期の各事業を通じてバランス食や、食を楽しみ健康的な生活ができるための指導・啓発を行ないます。		保健予防係
②	保育園における食育の推進	村の食育推進計画と保育園の食育計画により、保育園での活動を通じて、子どもが食に関心を持ち、楽しく食べる力を育てる活動を行ないます。		保健予防係 子ども室
③	学校における食育の推進	村の食育推進計画と学校の食育計画により、学校での活動を通じて、子供が食に関心を持ち、健康的な生活ができる力を育てる活動を行ないます。また、小学5年生をちびっこ健康サポーターに任命し、家庭での食育推進を図ります。		保健予防係 子ども室
④	地産地消による食育の推進	食育推進計画により、安全・安心な地元の食材の利用を進めます。また、学校給食を育てる会などの協力を得て、学校や保育園の給食での地元食材の利用を継続していくとともに、生産者など地域との交流を通じて健康や生活を守り、心を育てる支援をします。		保健予防係 農政係
⑤	食育に関するネットワーク	生涯にわたって健康を維持できるように食育推進会議を開催しています。また、「宮田村食育推進の店」の認定やわが家の健康サポーターの任命を行い、食育の推進を図ります。今後もPRを継続し参加店を拡大していきます。		保健予防係

【施策3】 思春期保健対策の充実	
<p>健全な発育、発達ができるよう正しい生活習慣を身に付けさせるため、学校、家庭、地域が連携した取り組みを支援します。</p>	

事業名		事業の内容	担当
①	学校保健指導	学校において、生活習慣病予防、虫歯予防、健康観察、健康診断、発育測定、健康相談など保健指導を実施しています。児童生徒が自らの健康に関心を持つと同時に、検診結果を正しく理解し自らが健康保持促進を實踐できるような指導を充実します。また、新型の感染症については、早期対応に努めます。	こども室
②	薬物乱用・喫煙・飲酒の防止対策	薬物や飲酒・喫煙が子どもの心身に与える影響を正しく理解させる教育を実施し、学校、家庭、行政が連携して、地域全体で薬物乱用や未成年者の飲酒・喫煙の防止対策を進めます。	保健予防係 こども室
③	思春期の性教育	学校において、性教育に取り組んでいます。性に関する健全な意識の自然な育成と、正しい知識の普及を図るため、学校と母子保健行政や助産師会などと連携した取り組みを進めます。	こども室 保健予防係
④	心の教室相談事業	児童生徒が学校や家庭などの悩みを相談できるよう、小中学校に相談室を設置し、心の教室相談員各1人を配置しています。また、梅っ子サポート会議により、不登校の児童生徒へのチーム対応を行います。	こども室

【施策4】 地域医療の充実

医療機関がそれぞれの役割を十分に果たせるよう調整し、必要な時に適切な医療が受けられるよう支援します。また、受診する側も医療に関する知識を高める必要があるため、正しい医療のかかり方を啓発し、安心して子供を産み育てる環境の充実を図ります。

事業名		事業の内容	担当
①	医療機関の役割分担	上伊那圏内の公立病院と開業医が連携して、安心安全な医療体制が充実するよう支援します。	保健予防係
②	かかりつけ医の確保の啓発	母子手帳交付及び転入時、新生児訪問時、4か月健診時等に、村内及び近隣市町村の医療機関を紹介し、かかりつけ医をつくることを勧めます。また、広報、ホームページ等により広報啓発を行います。	保健予防係
③	産科・小児医療に対する情報提供	母子手帳交付及び転入時、新生児訪問時、4か月健診時等に、村内及び近隣市町村の医療機関の紹介を行います。夜間の医療のかかり方等についても指導するとともに、小児緊急電話相談（#8000）の利用を啓発し、混乱等を減らして必要者が早期に受診できるように努めます。	保健予防係

3 子どもの心身の健やかな成長のための教育環境の整備

【施策1】 次代の親の育成		
<p>保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、さまざまな状況の中で子どもと向き合う親の思いに寄り添い、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援を行います。</p>		
事業名	事業の内容	担当
① 乳幼児ふれあい体験の促進	<p>保育園において、中学生の体験保育や高校生の保育実習の受け入れを行っていますが、引き続き乳幼児とのふれあい体験機会を増やす交流事業の充実に努めます。また、遊ゆう広場における児童館利用者のふれあい体験や中高生のボランティア参加を検討します。</p>	子ども室
② 学校における男女共同参画意識の醸成	<p>宮田村男女共同参画計画に基づいた取り組みの推進を図り、学校においても男女共同参画意識の啓発や男女平等教育と人権教育を推進します。</p>	生涯学習係 子ども室

【施策2】 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備		
<p>心豊かでたくましく生きる子どもを育むため、一村一校である宮田村の特徴をいかして、地域と一体となった学校教育の推進を図り、安全で充実した教育環境の整備を進めます。</p>		
事業名	事業の内容	担当
① 確かな学力の向上 (村費講師の配置及び学力検査の実施)	<p>小中学校に村費の講師を配置し、20人程度の少人数集団による学習やティームティーチングなどを実施しています。児童生徒の個性や能力に応じたきめ細かい指導するため、学力検査の結果を活用しながら指導方法や指導体制の工夫と改善を行います。国語・算数・数学力の向上に向けた職員研修を継続します。</p>	こども室
② 確かな学力の向上 (ALT等の配置)	<p>中学校に外国語指導助手(ALT)を配置し、英語学習の充実を図っています。また、小学校にネイティブ英語講師(NLT)を配置し、レシピ方式による英語学習を導入しました。引き続き外国語教育の充実を図ります。</p>	こども室
③ 登校支援事業 (心の教室相談事業)	<p>児童生徒が学校や家庭などの悩みを相談できるよう、小中学校に相談室を設置し、登校支援員(心の教室相談員)を配置しています。相談件数は増加しており、相談内容についても複雑化しています。引き続き、児童生徒や保護者の相談に適切に対応できるよう努めていきます。</p>	こども室
④ 豊かな心の育成 (渡日児童・生徒)	<p>小学校では、日本語指導職員が渡日児童等の日本語指導に当たり、教科学習が支障なく行えるようサポートし</p>	こども室

	等への自立支援)	ています。引き続き、生活言語としての日本語を身に付けられるよう日本語指導職員を配置し、教科学習が支障なく行えたり、学力向上が図れるような指導体制を検討します。また、中学校に対しても連携による同様の支援を行います。	
⑤	豊かな心の育成 (総合的な学習の推進)	児童生徒の生きる力、興味・関心を生かし自ら課題解決する力を向上させるため、総合的な学習に積極的に取り組んでいます。引き続き総合的な学習に対する補助金交付をし、地域との関わりを大切にして体験的な学習を中核に取り組みます。	こども室
⑥	コミュニティスクール事業	地域の皆さんに、ボランティアとして保育園や学校で子どもたちを支援していただいたり、運営委員として保育園や学校の運営方針について意見交換をしたりして、地域の皆さんが一緒になって保育園や学校の運営に携わり、地域で子ども達を育てるコミュニティスクールの充実を図ります。	子ども室
⑦	健やかな身体の育成	体育の授業、少年スポーツ団体活動や地区健全育成活動としての各種のスポーツ、部活動を通じて健やかな身体の育成に取り組んでいます。今後も外部指導者の活用や、放課後こども教室などにより、健やかな身体と豊かな心の育成を図ります。部活動については、生徒の負担軽減に配慮した実施に取り組めます。	こども室
⑧	開かれた学校づくり	授業参観、音楽会や文化祭等一般公開を実施する中、アンケート調査により保護者や一般来校者と学校評議員などの意見や要望を取り入れています。地域住民が学校を参観できる機会を提供し、地域に開かれた信頼される学校づくりを進めます。	こども室
⑨	学校の施設整備事業	老朽化してきている施設や備品について、年次計画により改善を図ります。また、学校施設の大規模改修も視野に入れながら長寿命化計画を策定します。	こども室

【施策3】 家庭や地域の教育力の向上

子育ての基本は家庭であり、基本的な生活習慣の基礎を培う上で極めて重要です。このことをすべての親が理解できるよう、家庭教育の支援を強化するため、地域社会全体で子どもを育てるための支援体制を整備し、家庭と地域の教育力を総合的に高めていきます。

事業名	事業の内容	担当
① 子育て学級	就園前の乳幼児を持つ親子を対象に、子育てに必要な学習や交流をする子育て学級を開催しています。学級生	こども室

		が自分たちで企画運営しながら、必要な知識を身につけ、子育て世代の交流の輪を広げる活動の充実を図ります。	
②	子育て応援講座	子育て家庭における様々な悩みや問題に対して、正しい情報や知識を身につけられるような学習会や講座、講演の開催をします。開催に当たっては、友好提携を結んでいる日本福祉大学との連携を図ります。	こども室
③	家庭での生活習慣形成	家庭における生活習慣を見直すため、「子育て5箇条」普及定着を図っています。広報活動による啓発活動を行うとともに、学校や保育園等で計画的に定着化の取り組みを行います。	こども室
④	ブックスタート・セカンドブック事業	7か月児育児相談時に記念品として絵本を贈呈し、図書館職員が読み聞かせを行うブックスタート事業、3歳児に対し絵本を贈呈するセカンドブック事業を実施しています。親子のふれあいによる愛着形成を図る機会として引き続き実施します。	図書館 保健予防係
⑤	子どもの読書活動の推進	子どもたちが本に親しみ、生涯にわたり読書習慣を身につけられるよう、「宮田村子ども読書活動推進計画」に基づき、各団体と連携して子どもの読書活動を推進します。	子ども室 図書館
⑥	青少年健全育成会事業	各地区での育成会活動を活性化させ、宮田村青少年健全育成協議会として情報交換や村全体での行事を実施しながら、地域全体で子どもたちを育てる環境づくりを推進します。	こども室
⑦	放課後こども教室(再掲)	放課後における児童の活動場所として、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動等の取り組みを学校の空き教室等を利用して行う事業です。宮田うめっこ塾(土曜日学習)と連携しながら、うめっこらんの活用なども含め、放課後の居場所作りを進めます。	こども室
⑧	コミュニティスクール事業(再掲)	地域の皆さんに、ボランティアとして保育園や学校で子どもたちを支援していただいたり、運営委員として保育園や学校の運営方針について意見交換をしたりして、地域の皆さんが一緒になって保育園や学校の運営に携わり、地域で子ども達を育てるコミュニティスクールの充実を図ります。	こども室
⑨	子ども文化・スポーツ団体の育成支援	各団体の自主的な運営の指導や、協力体制・連携を強化し新たな文化、スポーツ団体の育成を支援します。	こども室

【施策4】 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

インターネットや携帯電話の急速な普及やコンビニエンスストアでの有害図書等の販売など、社会環境の変化により子どもに悪影響を与える環境が懸念されています。学校、家庭、関係団体が一体となって、地域全体で有害環境対策を推進します。

事業名		事業の内容	担当
①	青少年問題調整委員会	小中学校、青少年健全育成協議会、駐在所、民生児童委員、防犯女性部、小中学校PTA、伊南少年警察ボランティア協会による委員会を組織して情報交換を行い、子供を取り巻く状況を相互に把握し、対応検討などを行っています。青少年をめぐる問題を明確にし、関係団体の連携を強め、学校、家庭、地域での教育について推進します。	子ども室
②	有害図書類販売関係者への働きかけ	書店、コンビニエンスストア等で、性や暴力に関する過激な情報を内容とする雑誌、DVD、コンピュータ(ゲーム)ソフト等が販売されている状況にあります。有害環境の実態把握に努め、関係団体や地域住民と連携して、関係業界に対して自主規制等の働きかけを行います。	子ども室
③	情報化社会特有の犯罪被害の防止対策	インターネットや携帯電話による、学校裏サイトや出会い系サイトなどによる犯罪被害防止のため、広報、啓発活動を実施しています。犯罪被害防止のため、青少年問題調整委員会などで最新情報を共有化し家庭、学校、地域で防止できる対策に取り組みます。	子ども室

4 子育てを支援する生活環境の整備

【施策1】 子どもや子育て家庭にやさしいまちづくり

公共事業が減少する中で、道路や公園、公共施設の整備はなかなか進まない状況にありますが、緊急に整備を行うべき事業を選定しながら、ユニバーサルデザインの考え方で妊産婦や乳幼児連れの人などすべての人が安心して外出できる環境づくりを進めます。

事業名	事業の内容	担当
① 道路や歩道等の整備事業	道路改良にあたっては、妊産婦や乳幼児連れの人などすべての人が安全に歩行できるよう、バリアフリー化を考慮した歩道等の整備に努めます。県道宮田沢渡線への歩道設置は、地域との協働による取り組みを行い、事業化が図られています。今後も県道の歩道未設置区間の事業化を県へ働きかけます。	建設係
② 公園等の整備事業	既存公園については、遊具等の安全管理と快適で楽しく利用できる環境整備に努めます。また、住宅地開発にあわせた緑地や公園の整備を検討します。	生涯学習係 建設係
③ 公共施設等のバリアフリー化	役場等の公共施設において、施設改修等にあわせバリアフリー化を行います。また、地域社会全体でユニバーサルデザインの考え方を広めます。	財政係 生涯学習係

【施策2】 良好な住環境の整備

少子化に歯止めをかけ、村を活性化させるため、安心して生活できる住居環境を整備し、子育て世代が集まるような魅力あるまちづくりを進めます。

事業名	事業の内容	担当
① 魅力あるまちづくり	景観に配慮した村づくりを進め、子育て世代が安心して生活できる住居環境を整備し、宮田村に住み続けたいと思える魅力あるまちづくりに取り組むとともに、優良住宅地や空き家の情報提供を行います。	建設係

5 仕事と子育ての両立推進

【施策1】 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等

ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、事業主や村民に対し、子育て支援や働き方の見直しへの意識啓発を図ります。また、事業所に対し、各種法令・制度の遵守、活用に向けた広報・啓発を行うとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた積極的な取組を支援します。

事業名		事業の内容	担当
①	男女共同参画の推進	男女の固定的役割をなくし、共同参画の意識づくりの推進を図ります。そのため男、女ではなく一人の人間という意識改革やお互いを尊重し合う啓発活動を行います。	生涯学習係
②	人権教育の推進	保育園・学校等に人権教育資料等を提供するとともに、学校・家庭・地域を含めたあらゆる場での人権教育の学習の推進に努めます。	生涯学習係
③	事業主への啓発活動	国や県と連携し、事業主に対して育児休業制度の普及啓発を図り、父親、母親とも制度を利用しやすい社会づくりに努めます。また、「一般事業主行動計画」の策定の推進についても啓発活動に努めます。	こども室 商工観光係

【施策2】 仕事と子育ての両立の支援

仕事と子育ての両立のため、多様な働き方に対応するきめ細かな保育サービスや子育て支援の展開を図ります。

事業名		事業の内容	担当
①	特別保育事業の充実	多様化する保育ニーズに対応し、国や県の助成事業を活用しながら延長保育や休日保育、病児病後児保育などの特別保育事業の充実に努めます。	子ども室
②	放課後児童健全育成事業（学童保育）（再掲）	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、指導員を配置し子育て支援センターうめっこらんどで開催しています。利用者の増や支援の必要な児童の利用に合わせて、指導員の増員や研修などを行っていきます。	子ども室

6 子どもの安全確保

【施策1】 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進		
<p>子どもを交通事故や犯罪等から守るため、学校やPTA、防犯関係団体、警察、地域のボランティアとの情報交換を行い、地域や学校、関係機関が連携した取り組みを推進します。</p>		
事業名	事業の内容	担当
① 交通安全教育の推進	小・中学校・保育園での交通安全教室、小学校の自転車教室等を実施するとともに、家庭教育での交通安全意識向上のための啓発活動を推進します。	議会事務局
② 犯罪等情報の共有化の推進	より多くの保護者に必要な情報を配信できるよう「学校安全情報メール」を細分化した運用を開始しています。今後も登録者の増加と、より効果的な発信ができるよう運用を強化します。	企画係 こども室
③ 子どもを対象とした防犯指導の推進	警察機関や防犯女性部などと学校が連携して犯罪に対する子どもの防衛能力を育成するための防犯教室等の開催に努めます。	総務係 こども室
④ 地域における自主防犯活動の推進	防犯指導委員会や防犯女性部、伊南少年警察ボランティア協会などと連携して宮田村防犯連合会を開催し、地域全体で防犯意識の高揚や防犯活動の推進に努めます。	総務係 こども室
⑤ 子どもの安全を地域で守る体制づくり	子どもの安全見守り隊や子どもを守る安心の家など、地域で子どもを見守る体制がとられています。学校やPTA及び防犯関係団体、民生児童委員など幅広い連携の中で、情報交換する機会をつくり地域全体で子どもの安全を見守る体制を推進します。	こども室
⑥ チャイルドシート使用の徹底と再利用の推進	関係機関・団体等と協力してチャイルドシート着用の啓発活動を実施し意識向上と着用の徹底を図ります。またチャイルドシートの再利用については、安全性のチェックを行いながら、うめっこらんどで進めます。	議会事務局
⑦ 通学路等における防犯灯の整備	夜間における犯罪の未然防止と通行の安全確保のため、必要な箇所に防犯灯等の整備を区を通じて進めます。	総務係

【施策2】 悩みを抱える子ども等への支援の充実

いじめや不登校、家庭環境、友達関係などに起因した、心に悩みを抱える児童への丁寧な対応をするため、教育相談員や心の相談員、登校支援員、日本語指導員などがケースに応じて担任やスクールカウンセラーと連携をとりながら、児童生徒のケアに努めます。

	事業名	事業の内容	担当
①	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用	中学校に生徒の悩みや子どもの対応に悩む保護者等のために、県のスクールカウンセラーが相談に応じています。派遣は2か月に1回程度ですが、専門的知識から指導、助言をしています。派遣回数が少ないことから、生徒に寄り添った心の支えとなる支援の充実と、小学校への対応も図りながら、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用拡大について検討や要請を行います。	子ども室
②	登校支援事業 (心の教室相談事業) (再掲)	児童生徒が学校や家庭などの悩みを相談できるよう、小中学校に相談室を設置し、登校支援員(心の教室相談員)を配置しています。相談件数は増加しており、相談内容についても複雑化しています。引き続き、児童生徒や保護者の相談に適切に対応できるよう努めていきます。	子ども室
③	いじめや不登校対策の充実	教育相談員や心の相談員(登校支援員)、日本語指導員などと連携し、いじめや体罰、悩みの早期発見と解決に向けて取り組んでいます。小中学校に設置されている「校内委員会」や「生徒指導・いじめ不登校対策委員会」で速やかに対応するとともに、梅っ子サポート会議と梅っ子サポーターによる中間教室の活用を図ります。また、高校中退者への相談窓口の設置について検討します。	子ども室
④	学校生活環境の向上	児童生徒の学校生活における意欲や適応度を、友達関係、学習意欲、学級の雰囲気などの観点から把握するアンケート調査(Q-U)を実施します。そして、その結果を分析・利用して望ましい学級集団形成や人間関係の構築につなげます。	子ども室

7 すべての子どもの育ちを支える環境の整備

【施策1】 児童虐待防止対策の充実

住民に身近な場所において継続した支援や相談等を行うため、関係機関や庁内関係部局との密接な連携のもと、児童虐待の状況に応じた適切な相談対応等を行う体制の強化を進めます。また、児童相談所をはじめとした、関係機関との連携を更に強化するとともに、要保護児童対策協議会の機能の充実を図ります。

事業名		事業の内容	担当
①	要保護児童対策地域協議会	要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、村、保育園、学校、警察、児童相談所、医師等の関係機関が連携して対応する体制により児童虐待の未然防止や、迅速な対応を行っています。個別の問題に対しては、個別ケース検討会議で関係者の連携による適切な対応を図り、実務者会議や協議会の充実により、関係機関とのネットワークを強化しながら迅速な問題解決に努めます。	子ども室
②	児童虐待予防・防止に関する研修の実施	要保護児童対策地域協議会を中心にして、関係機関合同の研修会の開催に努めるとともに、学校におけるいじめや体罰の防止と対応について学校職員で研修、研究を行います。	子ども室
③	民生児童委員と連携した家庭訪問事業	地域の子どもに関する情報を民生児童委員・主任児童委員と学校、保育園、教育委員会等が共有して、問題のある家庭を早期発見し、連携した家庭訪問等により問題解決に努めます。	子ども室 福祉係
④	学校職員による家庭訪問、保護者懇談会の実施	担任が児童生徒の家庭訪問、保護者懇談会等を実施しています。また、個別に対応が必要と判断した場合には、その都度家庭訪問を実施しています。担任や心の相談員、養護教諭などが家庭訪問を実施したり、発育測定、個別懇談等により家庭における虐待の早期発見や様々な問題などを把握するとともに、児童生徒や保護者の相談活動を行います。	子ども室

【施策2】 ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭が子育てをしながら安心して生活し、働くことができるよう、就業や生活全般、各種制度の利用等に関する相談に応じるとともに、生活支援の充実や経済的自立に向けた就業支援の充実を図ります。

また、ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るため、児童扶養手当の支給を行うとともに、各種助成・給付制度等についての周知を図ります。

事業名		事業の内容	担当
①	ひとり親家庭等に対する相談体制や情報提供の充実	一般の育児相談事業として、母子福祉担当・保健師・こども相談員などが連携しながら必要な支援を図るとともに、ひとり親家庭で作る組織について情報提供などを行います。	保健予防係 こども室
②	ひとり親家庭等自立支援事業	自立促進のための就労相談や制度資金の活用についてPRします。	保健予防係
③	ひとり親家庭への経済的支援	国や県の助成制度の周知徹底を図りながら、児童扶養手当、福祉医療費給付、高等学校通学費補助等により支援を図ります。また、義務教育への就学援助費の支給や保育料の減免など経済的支援を行います。	保健予防係 住民係 こども室

【施策3】 障がい児支援の充実

乳幼児期からの一貫した切れ目のない支援が受けられるよう、保健、福祉、医療、教育分野における関係機関及び専門職員による連携強化と情報共有を図ります。また、障がいの疑いや心身の発達に不安のある乳幼児については、乳幼児健康診査等において把握に努めるとともに、年齢や障がいの状況にあったきめ細かな相談指導や専門的な医療・療育の提供が行える体制の充実を図ります。

事業名		事業の内容	担当
①	療育支援事業 (再掲)	こども相談員と作業療法士を中心に、保健師、保育園、学校、及び療育支援施設等関係機関が連携し、年齢に応じた療育支援がよりスムーズにできるよう、連携体制を強化します。会議を通して療育の方法を検討し、個々に応じたきめ細かな支援を行います。	こども室 福祉係
②	療育に関する支援体制の充実	こども相談員や作業療法士が健診時に立ち会い、つくし園などからの専門員とともに、支援の必要な児童の早期発見とその後の療育についてチームでの支援体制を見直します。年齢と個々の状態に応じた支援を行うために、新たな情報共有のあり方を検討します。	保健予防係 福祉係 こども室
③	乳幼児健診・育児相談事業	こども相談員や作業療法士、保育士の健診、相談への参加により、より早期に療育に結びつけるように努めます。うめっこらんどや遊ゆう広場での相談を子ども相談員が	保健予防係

		把握し、療育支援へつなげます。	
④	障害児通園（デイサービス）事業	早期に質の良い療育訓練を受けられるよう、障害者総合支援法に基づき、児童発達支援施設「つくし園」等でのデイサービスを実施します。また、「つくし園」の充実を図るため、広域での運営に向けた検討を行います。	福祉係 子ども室
⑤	特別支援教育の充実	保育園、小学校、中学校という一連の成長過程の中で、就園・就学支援委員会を中心に関係機関が連携し、就園・就学の支援を行い、学校においては支援員を配置するとともに、校内支援委員会と教育相談員が連携し、児童生徒の学習面や生活面での指導・支援を進めます。 また、支援員等の能力向上のため専門研修の充実を図ります。	子ども室
⑥	就学ガイダンスの実施	就学先決定までの手順、特別支援学校や小中学校で受けられる支援の内容、就学後の「学びの場」の見直し等について、安心して就学が迎えられるよう、情報提供のための保護者向けガイダンスを行います。	子ども室
⑦	副学籍の導入	特別支援学校に在籍する児童生徒が、小中学校の児童生徒との交流や共同学習などを積極的に行い、居住地の学校にも籍を置く副学籍の制度を引き続き実施します。	子ども室
⑧	保育園・学童保育における障がい児の受け入れ	保育園や学童保育において、障がい児の受け入れをしています。必要な支援を受けられるよう、職員を増員するなど受け入れ体制の充実に努めます。	子ども室
⑨	学校施設のユニバーサルデザイン化	障がい者が利用できるために、施設を改修する際にバリアフリー化を進めています。引き続き、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備を進めます。	子ども室

第7章

『計画推進体制』

第7章 計画推進体制

1 計画推進体制

1 地域や関係機関との連携

子ども・子育て支援を総合的に行っていくためには、地域や関係機関、行政、保育園等、子どもや子育てに関わるすべての人と関係機関の連携・協働が重要です。

そのため、子どもや子育てに関わる様々な人と組織等の連携、行政との連携・接続を促進するとともに、庁内におけるすべての所管課との横断的な取り組みも強化していきます。また、障がいのある子どもや要保護児童への対応など、専門的な支援を必要とする場合などについては、県等との連携・調整を図り、より充実した取り組みを進めます。さらに、地域全体で子育てを支援する環境を整備していくため、計画の内容についてホームページや広報等により周知・啓発を行います。

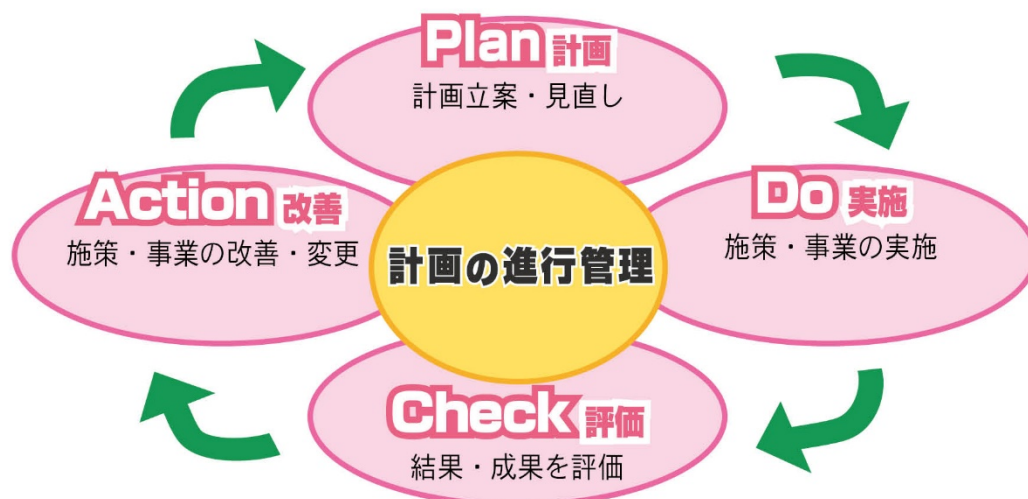
2 子ども・子育て支援会議

子どもの保護者や学識経験者、事業主などからなる「宮田村子ども・子育て会議」において、子ども・子育てに関する施策の実施状況の把握と検討、事業計画および事業の円滑な運営の推進、子ども・子育て及びその支援に関する様々な問題提起や提案等を行います。

2 計画の進行管理と評価

本計画を着実かつ効果的に推進していくため、年度ごとに施策・事業の実施状況を把握するとともに、PDCA サイクルのプロセスにより、計画の評価・見直し等に反映させていきます。庁内の所管課連携の基に、実施状況を把握・点検し、各施策を総合的かつ計画的に推進します。

また、村民や関係団体等の意見を反映させるため、必要に応じて「宮田村子ども・子育て会議」において計画内容の見直しなどを含めた検討を行います。



資料編

1 用語解説

【あ行】

育児休業制度

労働者が育児のために退職することなく一定期間休業することができる制度です。「育児・介護休業法」では、満1歳に満たない子を養育する労働者が、事業主に申し出ることによって育児休業をとることができます。

一時預かり(一時保育)

保護者の病気時の対応や育児疲れ解消等を目的に、一時的に認可保育所などで保育を行います。

延長保育

保育所において8時間の開所時間の前後にさらに30分以上の預かり時間を延長して、子どもの預かりを行います。

【か行】

教育・保育施設

認定こども園、幼稚園、保育園などの小学校就学前子どものための施設

地域子ども・子育て支援事業

地域子育て支援拠点事業、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業

休日保育

保育所を利用している家庭の保護者が、休日(日曜・祝日)に出勤することにより、保育が困難となるときに預かり保育です。

言語聴覚士

音声機能、言語機能又は聴覚に障がいのある人に対し、その機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、必要な検査及び助言、指導その他の援助を行う専門職

合計特殊出生率

15～49歳の女子の年齢別出生率を合計した値で、1人の女性が一生の間に平均して何人の子どもを生むかを示す目安となる数値

コーホート変化率法

コーホート変化率法は、ある国勢調査年次及びその直後の国勢調査年次の年齢階層5歳毎人口に基づき、年齢階層5歳毎の男女別で国勢調査間の変化率を計算し、それらの変化率が将来或いは過去においても不変であると仮定し、将来の年齢階層5歳毎にその変化率を順次適用して人口を

推計する方法。

子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第 77 条に位置付けられた会議。特定教育・保育施設の利用定員の設定、特定地域型保育事業の利用定員の設定、子ども・子育て支援事業計画及び子ども・子育て支援に関する施策の推進に関する事等を審議する。

こどもを守る安心の家

「こどもを守る安心の家」の旗を掲げ、トラブルに巻き込まれそうになった子どもが駆け込んで助けを求めることができる民家や商店。

【さ行】

作業療法士

身体又は精神に障がいのある人に対し、その応用的な動作能力又は社会的適応能力の回復等を図るため、様々な作業活動を用いて治療や訓練指導、援助を行う専門職

施設型給付

教育・保育施設利用者に対する国、県、市町村からの給付。代理受領により施設へ支払われる。

次世代育成支援対策推進法

今後の少子化対策として子育て家庭への社会的支援を進めようと、平成 15 年 7 月に公布された法律。各自治体に平成 17 年度からの行動計画を策定するよう規定。また、一般事業主や特定事業主に対しても行動計画の策定を規定。

ショートステイ(短期入所生活援助)

保護者が疾病等によって、家庭での児童の養育が一時的に困難になった場合や、母子が夫の暴力により緊急一時的に保護を必要とする場合などに、一時的に養育・保護します。

スクールカウンセラー

児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者

スクールソーシャルワーカー

いじめや不登校、虐待、貧困など、学校や日常生活における問題に直面する子どもを支援する社会福祉の専門家。子ども本人だけでなく、家族や友人、学校、地域など周囲の環境に働きかけて、問題解決を図る。「SSW」と略すこともある。

ソーシャルスキルトレーニング(SST)

発達にアンバランスを抱える子どもや単に学校や家庭等で社会生活を過ごすだけでは適切な対人関係を学ぶことが難しい子どもに対して行われる訓練

【た行】

地域型保育事業

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育(主として三歳未満児対象)及び事業所内保育を行う事業

特定教育・保育施設

市町村が施設型給付の支給対象として確認した教育・保育施設

トワイライトステイ(夜間養護)

保護者が仕事などによって平日の夜間、または、休日に不在となる家庭の児童に生活指導や食事の提供などを行う。

【な行】

認定子ども園

小学校就学前の子どもに、教育・保育を一体的に提供する機能と、地域における子育て支援として相談活動や親子との集いの場の提供などを行う機能を併せ持つ施設

【は行】

病児・病後児保育

児童が急な病気となり、集団保育が困難で、保護者が家庭において看護できない場合の受け皿として、病院や保育所等において病気の児童を一時的に保育すること。

○ 体調不良型

普段通っている保育所において、保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童(体調不良児)を、当該保育所内の医務室等で一時的に預かるもの。

○ 病児対応型

当面症状に急変が認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難である児童(病児)を、病院や保育所等の付設の専用スペースで一時的に預かるもの。

○ 病後児対応型

病気の回復期であり、かつ、集団保育が困難である児童(病後児)を、病院や保育所等の付設の専用スペースで一時的に預かるもの。

バリアフリー(バリアフリー化)

社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

ファミリー・サポート・センター

子育ての支援を受けたい人と行いたい人が会員登録し、保育所までの送迎、保育所終了後や買い

物等の外出時の一時預かり等、子育てについての助け合いのコーディネートを行う。

ペアレント・トレーニング(親訓練)

親は自分の子どもにとって最良の支援者になることができるという考えに基づいて、障がいがある子どもに障がいの専門家が直接支援するのではなく、親が支援者的な役割をとることができるように親に対して専門家が行う支援のこと。親に対する支援が、間接的に子どもに対する支援となることを目指している。

放課後児童健全育成事業(学童保育)

保護者が就労等により昼間家庭にいない場合などに、指導員の下で子ども(概ね 10 歳未満)の生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業をいう。

放課後子ども教室

すべての子どもを対象として、安心・安全な子どもの居場所を提供し、地域の方々の参画を得て、勉強やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の取り組みを行う事業をいう。

保育の必要性の認定

保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定する仕組み。

1号認定: 満三歳以上の教育(幼稚園)のみ利用(保育の必要性なし)

2号認定: 満三歳以上の保育の必要性あり

3号認定: 満三歳未満の保育の必要性あり

【や行】

ユニバーサルデザイン

調整または特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲ですべての人が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計をいう。

【ら行】

臨床心理士

子どもの心身の発達や、学業、生活面での問題、心の問題などに対して、心理的側面から援助を行う専門家

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス

働くすべての方々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

宮田村子ども・子育て支援事業計画の策定経過

平成31年

1月15日～ 2月25日 | 宮田村子ども・子育て支援制度に関するアンケート調査

令和2年

1月21日 | 第1回宮田村子ども・子育て会議
 2月19日 | 第2回宮田村子ども・子育て会議
 2月20日～ 3月 5日 | 第2期宮田村子ども・子育て支援事業計画(案)に対する
 パブリックコメント
 3月12日 | 宮田村議会における説明

宮田村子ども・子育て会議名簿

職名	氏名	推薦団体等
会長	鈴木みのり	主任児童委員(知識経験者)
副会長	草間信一	小学校教頭(知識経験者)
委員	野村威	東保育園保護者会長(保護者)
	城倉翔	西保育園保護者会長(保護者)
	田中浩幸	小学校PTA会長(保護者)
	古藤崇志	中学校PTA会長(保護者)
	百瀬こずえ	東保育園園長(事業従事者)
	宮澤良人	子育て支援センター施設長(事業従事者)
	白鳥直人	商工会(事業主)
	小島賢吾	タカノ(株)労働組合(労働者)
	梶谷由里	主任児童委員(知識経験者)
	竹村照美	村議会議員(知識経験者)
	中塚美佳	公募委員

宮田村子ども・子育て支援事業計画

第2期（令和2年度～令和6年度）

令和2年3月

発行 宮 田 村

〒399-4392 長野県上伊那郡宮田村98番地